

平成 22 年第 2 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 22 年 6 月 22 日（火曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

15 番 松村 敬子 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長(石橋源一)

おはようございます。

本 6 月定例会も本日最終日でございます。最終日に合わせるかのように、目の前にありますアヤメも満開の中で、慎重なる審議をよろしくどうぞお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(石橋源一)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において、吉田瑞生議員及び相澤耀司議員を指名いたします。

この際、御報告申し上げます。

本日、15 番松村敬子議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

---

## 日程第 2 一般質問

○議長（石橋源一）

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

19 番阿部五一議員の登壇を許します。阿部議員。

（19 番 阿部五一議員登壇）

○19 番（阿部五一議員）

きょうはトップバッターとしてこの場所に立ちました。

私の質問は、高齢者福祉施策について三つの提言であります。

我が国の少子高齢化は深刻であります。きのうの柳原議員の一般質問の中にもありましたが、多賀城市の高齢化率は平成 22 年 3 月末現在で 18.1%、約 1 万 1,400 名である。県平均の 22.2%から見れば低率ではありますが、毎年 200 数十名ずつふえているという状況にあります。寿命が伸びて、人生 80 年という時代から 90 年の時代になるとも言われるようになりました。60 歳あるいは 65 歳で勤めを終えた後、余生というには余りにも長い、言うなればもう一つの人生をどう生きるか、すなわち長い高齢期をどのように過ごしたらよいのか。高齢者本人にとってはもちろんのことではありますが、社会全体にとっても極めて大きな課題であり、行政としても、これへの適切な対応が求められております。

私が議員になりましたときは、既に還暦を過ぎておりました。早いもので、もう 20 年にもなろうとしておりますが、おかげさまで、まだ現役であります。「まだ傘寿、人生これから福寿草」。傘寿になっても、なお現役でおられることの幸せをかみしめながら、私を支えてくださっている多くの市民の方々の温かい心にこたえるためにも、これからも頑張っ

て恩返しをしなければならないという思いを詠んだ私の句であります。

高齢者福祉の問題につきましては、議員になった当初から私の重点目標に掲げ、取り組んできたものであります。したがって、今回提言いたします 3 点につきましては、通告表の（1）と（2）につきましては、平成 8 年第 2 回議会定例会におきまして豊齢社会実現のための五つの提言という中で一般質問で取り上げております。また、（3）につきましては、高齢者の生きがい対策の推進策といたしまして、平成 12 年第 4 回議会定例会を初め関連する質問を含めて、これまで 4 回一般質問をしております。肯定的な回答をいただいておりますが、実現するには至っておりませんでした。高齢者福祉計画も何度か変わっております。担当者もかわっております。さらには、政策決定者であります市長もかわった

ことから、改めてここで提言するものであります。高齢者を勇気づけるような答弁を期待いたしまして、質問に入ります。

一つ目の質問は、市の施設や行事等に使用している「老人」という名称を、高齢者の経験と可能性を生かすような名称に変えることについてであります。

老人という言葉から受けるイメージは、暗い。決して明るい、快いものではないということは、だれしもが感じていることと思われまます。40歳から60歳までの男女を対象とした調査によりますと、老人という名称に対しては抵抗感を持っている人が約70%、「年寄り」と言われるよりも嫌な口調だそうであります。

そこで、市が現在、施設や制度、施策等に使用している老人という名称を、例えば今年4月に新設されましたシルバーワークプラザや老人福祉センターをシルバーヘルスプラザに変えたように、老人クラブ、老人スポーツ大会、老人演芸大会、老人憩いの家、敬老会等についても、老いのイメージを払拭し、高齢者を元気づけるような名称にするという提案であります。

参考に申し上げますと、老人クラブを「慶人会」に、老人スポーツ大会を「健幸スポーツ大会」というふうに呼んでいるところもあります。

二つ目の質問に入ります。高齢者の第2の人生を祝う記念行事を設けることについてであります。

人生にとって65歳というのは、ほとんどの人は勤めも終わり、好むと好まざるとにかかわらず、高齢者の1人に数えられるという大きな節目の年でもあります。20歳になった若者に成人式があるように、65歳の人を対象とし、これからもさらに充実した人生を生きるために、第2の人生というよりも第2の青春のスタートを祝う会として、関連する講演会や福祉事業の説明等を行うことにより、高齢者が尊厳を持って明るく活動的に生きるきっかけとなるためにも、年1回記念日を設けることを提言するものであります。

例えて挙げますと、出雲市、これ皆さん御承知のように、「行政は最大のサービスである」ということで有名になりました岩国市長時代から、65歳を対象とし「慶人式」。県内岩沼市におきましては、還暦になった人を対象に「盛人式」、「華甲の集い」とも言うのだそうですが、「華甲の集い」として平成7年から実施しており、参加者も年々増加し、老人会への加入促進や生涯学習意欲の向上にもなっているとのことであります。

三つ目、最後になりますが、シルバーヘルスプラザ、旧老人福祉センターを西部地区に増設することについてであります。

市の第四次総合計画における高齢者福祉施策の方針の中で、「老人福祉センター等を充実し、地域における生きがい、交流の拠点としての利用を促進する」とあります。また、現行市の高齢者福祉計画の生きがい活動の推進の項においては、生きがい対策事業として六つの事業が掲げられており、その一つにシルバーヘルスプラザがあります。このシルバーヘルスプラザ、六つの事業の中ではシルバー人材センターとともに高齢者の生きがい対策としては大きな役割を担っているものと思われまます。特に、日常生活圏域外における、すなわち地域包括支援センターが市内3カ所にあるように、現在の鶴ヶ谷にある施設のほかに、西部、東部地域にも整備されれば、市の高齢者福祉政策も一層充実したものになり、第四次総合計画の方針にも沿うものになると思われまます。

現在のシルバーヘルスプラザの利用状況を見ますと、登録者数約1,350名、その中に西部地区は18%。この数字はですね、私が平成12年12月のこれに関する一般質問をしたときには、利用者はたったの415名でした。当時から3倍以上も登録者数がふえている、こう

いう現状にあります。また、1日の利用者数は平均90数名という高い利用率になっておりますが、これまた西部地区は15%ちょっと。登録数と同じように、これもまた低率であります。設置基準が、高齢者3,000名に1カ所ということからするならば、一体どうなっているんだ、高齢者福祉対策を真剣に考えているのかと言いたくもなるというものであります。冒頭申し上げましたように、これから高齢者増を考えるならば、早急に手を打つべきである、このように考えるものであります。

特に、西部地区の中でも高橋地区には、特養老人ホーム、高橋デイサービスセンター、在宅介護支援事業所等、高齢者の福祉施設が集中しております。加えて、西部コミュニティセンター用地として約1,400平米の土地があり、さらには隣接して、近隣公園用地として現在遊水池となっておりますが、全くその機能を果たしていない、ヘビのすみかとなっているような2万1,000平米という広大な休遊地もあります。高齢者福祉対策として整備するには最適な土地があります。したがって、西部地区への増設ということは、イコール高橋地区へということでもあります。

以上、3点について再提言をいたしました。

日本社会は、まだ「高齢者とは社会からの引退者」という伝統的な価値観にさらされる不安な未来像しか描けない現実があります。高齢社会の急進展する現在、豊かな経験と知識に裏づけられた高齢者を社会の中でどう位置づけ、新しい時代の主役としてどう生かしていくかが問われる時代であり、古い価値観にこだわってはいはこれからの高齢社会を構築することはできないであろう、このように思います。まちを元気にするのは若者だけじゃない。

3カ月の病床から立ち上がり、なお少しでもまちのために役立たなければならないと、体力の衰えを気力でカバーし頑張っている私のような高齢者もおります。私は、これから次代における高齢者像、かつこよく言うならば、老いの美学というものを追求していこう、このように思っております。

「高齢者が自分らしく生き生きと暮らせるまちづくり」という市の高齢者福祉の基本目標が達成され、そして多賀城に住んでいる高齢者がひとしく長生きしてよかったと思える政策の実現を強く望み、最初の質問を終わります。

以上です。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

阿部議員の元気な御質問に私も元気に答えていきたいというふうに思います。

第1点目の御質問でございますが、我が国の平均寿命は2008年に83歳となり、男女とも高齢期が非常に長くなっているところであります。本市の高齢者人口も平成22年3月31日現在1万1,354人、高齢化率は、先ほどもありましたけれども、18.1%となっており、県内では3番目に若い自治体であります。年々確実な伸びを示しているところでもあります。

平均寿命も健康寿命も延伸し、心身ともに元気な高齢者がふえている中、そうした状況にも配慮し、本年4月開設いたしました高齢者のための施設は「シルバーワークプラザ」と

命名し、またこれまでの老人福祉センターも、御指摘もありましたけれども、「シルバーヘルスプラザ」と名称変更をいたしたところでございます。

今後、高齢者の方々の思いや目線を大切にしながら、行事等を含め、その呼称について意を配してまいりたいと思っております。

私もいろいろ辞書等で調べたんですけれども、老人は暗いという話もされましたけれども、昔をたどってみますと、例えば江戸時代の老中というのがありますね、老中、あるいは大老、老中の上が大老だそうですけれども、将軍直属の政務担当最高責任職ということの老、家老が大名の家臣の長ということです。ですから、老というのは、年をとって徳の高い人、経験を積んでいる人という、字引を引いてみますと、そういう言い方も非常にあるわけですので、辞書の中には、50歳以上の方を老人としている、あるいは60歳以上、70歳以上。今は70歳以上かなという思いもいたします。

「健幸の会」という話も阿部議員おっしゃってございましたけれども、どういう呼称がいいのか、少し一緒に考えていきたいと思っておりますので、何かいいアイデアがありましたら、逆に御指摘いただければありがたいなと思っております。

第2点目の高齢者の第2の人生を祝う記念行事につきましては、平成8年にも同様の御質問をいただいておりますが、人生80年代を迎えた今日、熟年期を迎えられた方々にとって人生の節目となる意義あるものと思っております。他市の状況を見ますと、社会福祉協議会の主催や高齢者クラブが中心となつての企画運営、また実行委員会により開催されているようでございます。現在、本市においても、成人式が実行委員によってその企画運営に取り組んでいただいております。できれば、御質問の第2の人生を祝う行事に関しましても、行政主導ではなくて、人生経験豊かな皆さん方による自主的な企画・開催というものが望ましいのではないかというふうに思います。先ほど御指摘の出雲の「慶人式」、65歳を対象にということで、岩沼の事例も「盛人式」、埼玉県の川口市ではやはり「盛人式」、対象が50歳、60歳ということだそうです。これは非常にいいきっかけにもなるかと思っておりますので、ぜひ阿部議員さんにもいいアイデアを提供していただければというふうに思います。できれば自主的な、市民協働という趣旨から言いましても、できれば提案していただければというふうに思います。

第3点目の御質問でございますけれども、西部地区へのシルバーヘルスプラザの増設につきましても、これまでも何度か御提案をいただいているところでございます。長い高齢期を楽しく豊かな心で過ごせるかということは、高齢者本人にとっても社会全体にとっても極めて大きな課題でございます。特に、近年は介護予防の必要性や有効性が強く叫ばれ、みずから介護予防に取り組む高齢者が多くなってきております。

本市といたしましても、「高齢者が自分らしく生き生きと暮らせるまちづくり」を高齢者福祉の基本目標に掲げ、その受け皿を整備していく必要性は十分に感じているところで、本年4月にはシルバーワークプラザを開設し、高齢者の就業、社会参加の支援を図っております。

到来した本格的な高齢社会にあつて、西部地区に高齢者を含めた幅広い年齢層の方々が気軽に利用でき、交流を深めながら、さらなる地域におけるコミュニティーづくりに資することのできる施設というものが地域的に見ても必要であるとは認識しております。ぜひ御理解のほど、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

阿部議員。

○19 番（阿部五一議員）

回答をいただきましたが、意思がよく伝わってきませんね。やるのかやらないのか、さっぱりわからない。そんなうやむやな返事は僕は要らない。聞きたくない。

それから、どこでもそうですが、お任せするなんてだめだ。やっぱり行政がきっかけをつくってやらなきゃ。今の老人クラブの現況なんかわかりますか。精いっぱいなんですよ、みんな。やめる人を抑えるのが大変なような、会長もいないというような非常に苦しい状態。あなた方で考えろと言ったって、できませんよ、実態は。だから、やっぱり最初は行政の方できっかけをつくってあげる、きっかけを。動くように。それが大事だ、僕は。今の市長の答弁では、「意を配していく」「考えていく」「アイデアをください」。全然進みませんよ、それでは。

3 番目、何だかさっぱりわからない、回答。やるのかやらないのか。まだできないのか。できない場合は、どうしてできないのか。さっぱりわからない。もう一回言ってください。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

大分おしかりいただきましたけれども、3 番目の方は、第五次総合計画の中で策定していくほかないかなと。要するに、長期的な構想でございます。来年度から 10 年間の長期構想でございますから、その中で西部地区の施設、例えば新田の方の集会所のこともございまして、いろいろな施設の要望が西部地区からは多々あるわけございまして、阿部議員おっしゃったように、東部の方に施設が傾いているのではないかというふうな批判も私の方では耳にしているわけございまして、できればそれをどういう施設がいいのかということもにらみながら、方向性を今度の総合計画の中に踏み込んで入れていく必要があるのではないかなというふうに思います。

阿部議員おっしゃった行政がきっかけをつくってやるということ、仕掛けをつくってやるということは、確かに言われるとおりかなというふうに思います。ただ、私自身は、自主性に任せるといって……、それでは何もできないんじゃないかということで、またおしかりを受けそうでございますけれども、一緒になって考えて、先ほど言ったようなきっかけづくりを行政の方でやること、これは絶対やぶさかではございません。こちらから仕掛けてやるということ、これは大切なことだと思いますので、きっかけづくりだけはやらせていただきたい。ただ、一緒になって取り組まなければできないことだというふうに思いますので、その辺の御理解だけはいただきたいなと思います。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

阿部議員。

○19 番（阿部五一議員）

そうしますと、1 番、2 番目は、一緒になってやると、やる方向で進めると、こういうことでいいですか。そう理解していいですか。前進したのかな。

3 番目については、第五次総合計画の中で進めていく、こういうことだと思います。僕は、早目に取り組んでほしい。もうこれで 5 回目なんです。金がないということだと思いますが、金なんか汗流さなければ入ってきませんよ。悪いけれども、部屋の中で大きな机に座って、パソコンいじりして朝から晩まで、そんな状態で汗を流さんと、予算なんか来ませんよ。

きょうの回答、満足度 20%。終わり。

○議長（石橋源一）

7 番森長一郎議員の登壇を許します。森議員。

（7 番 森 長一郎議員登壇）

○7 番（森 長一郎議員）

私の質問は、大綱 4 点であります。

まず、1 点目、水道事業におけるの安心・安全な水供給の設備対策についてであります。

去る 5 月 13 日の大規模地震災害等の発生に備えた多賀城市総合防災訓練が、陸上自衛隊多賀城駐屯地内グラウンドで、防災関係機関や事業所と市民等約 1,850 人が参加し、粛々と挙行され、「備えあれば憂いなし」を改めて確認されたのでありますが、その中でも本市と災害時における水道施設等の応援に関する協定を締結している多賀城市管工事業協同組合の皆さんの迅速な漏水修復、いわゆる水道管応急復旧訓練も披露されたのであります。市当局においても、市民や利用者に対して、水質、設備等、安心・安全な水の供給に日夜努力されていることに感謝するところでもあります。

そこで、さきの 5 月 9 日の河北新報に水道管耐震率 28%という中見出しで、内容を一部抜粋いたしますと、全国の主要水道管のうち震度 6 強相当の揺れに耐えられる耐震適合性を持つのは 2008 年度末時点で 28.1%にとどまることが厚生労働省の調査でわかったとしており、事業者別では白河市など 16 業者の 100%から伊達市など 19 事業者の 0%まで大きな開きがあり、震災時のライフライン確保対策の地域格差が浮き彫りとなったのであります。

今回が初めての調査であり、算出は水道管自体に加え周囲の地盤状況も勘案した耐震化率で、結果、全国の総延長約 10 万 7,000 キロのうち耐震適合性があるのは約 3 万キロにとどまっており、給水人口 5 万人以上の全国 427 事業者に絞りますと、総延長約 5 万 300 キロのうち約 1 万 7,000 キロに耐震適合性があり、耐震化率は 33.8%となり、給水人口約 5 万 6,000 人の我が多賀城市もこの中に含まれているのであります。

ちなみに、東北の県別では、福島の 46.5%に続き、青森 35.6%、岩手 34.8%、次に宮城の 30.3%、山形 23%、秋田 16.5%の耐震化率となっており、県ごと、事業者ごとの格差も顕著になっていることが確認されたのであります。

宮城県においても、過般の仙南地域での断水事故を受け、給水管のバイパスも計画され、改善を図っているところでありますが、厚労省においても、水道事業が目指す将来像をまとめた「水道ビジョン」で全国の主要水道管すべてを 13 年度までに耐震化整備をすると目標を設定しており、08 年度は 07 年度の 14.6%から倍近く改善されておりますが、整備事業を担う地方財政は困窮しており、目標達成は極めて厳しい状況であるとまとめているのであります。



このような中、当市においての水道管耐震化率、耐震適合性等状況と対策、計画などを伺うものであります。

また、板橋議員も質問されておりましたが、鉛管の問題であります。

平成 14 年 3 月付で鉛に関する水道水質基準の改正が行われたことに伴い、鉛の水質基準強化に対しても、安全な水道水の供給確保のために、鉛管使用の見直しの計画的な対応が必要と考えるのでありますが、当市の状況と対策計画を伺いたいのであります。

次に、大綱 2 については、AED、いわゆる自動体外式除細動器であります。

平成 16 年 7 月に一般人にも使用が解禁され、私も市民の安心・安全救命効果の向上のため、市民への普及、市民利用施設への機器配備、講習を推進、さらに学校への配備と提案させていただき、当局にはその都度検討し、対応していただいております。並行して、必要と認識している民間事業所にも、大分配備、普及がされてきているようであります。

そこで、ハートエイド、つまり AED を設置した協力事業所近隣で発生した傷病者に対して、その従業員や市民等が AED を持って駆けつけ、救急車が到着するまで応急手当を行うことで、さらなる救命効果の向上を図る制度をとという提案であります。協力事業者については AED ステッカーを掲示し、多賀城市が事業者名と場所を公表し、制度の普及を図るという市民協働のシステム構築の提案であります。当局の見解を伺います。

大綱 3 については、省電力化事業の一環としてコンパクト型蛍光灯や LED 市街灯の導入を考えたらいかがかということであります。見解を伺います。

大綱 4、最後の質問であります。平成 19 年第 4 回定例会の一般質問でも所見を伺っており、昨日も米澤議員も同趣旨の質問をしておりましたが、発達障害児、発達障害者の多様なニーズに対応するための発達障害支援センターの施設整備を求めるものであります。

仙台市においては「アーチル」がその役目を負っており、市民のそして社会からの必要性から増設を計画しており、現在は仮称「南部アーチル」が太白区役所に隣接し、来年 10 月が開設予定となっているのであります。この施設においては政令指定都市及び都道府県が受け皿になっていることから、1 市 3 町にも働きかけ、同様の施設建設を推進されたいところであります。

以上 4 点について御答弁を求め、最初の質問とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答えいたします。

1 点目の水道事業については水道事業管理者から答弁させますので、御了解いただきたいと思います。

私の方からは 2 点目からでございます。

AEDの設置促進についての御質問でございますが、自動体外式除細動器、いわゆるAEDは、心臓しんとうが起きた市民の救命に有効であるとの観点から、平成17年度から市内公共施設、学校等に配置し、施設利用者や児童生徒の応急手当体制を整備してまいりましたが、最近ではAED設置ステッカーの提示されている民間事業所も見受けられ、設置意識が高まり、普及が進んでいるものと認識しております。

本市においては現在そのような制度はございませんが、救急救命業務を所管する塩釜地区消防事務組合に確認したところ、多賀城市内では18民間事業所にAEDが設置されているものの、今回御提言のハートエイド制度はまだ導入していないため、仙台市における事業成果を検証しながら今後の導入を考えてまいりたいとの見解でございますので、御理解をお願いいたします。

次に、防犯灯、街路灯の省電力化事業としてのコンパクト型蛍光灯やLED市街灯の導入に関する質問にお答えいたします。

まず、防犯街路灯、いわゆる防犯灯は、御存じのとおり、各地区において設置、修繕及び維持管理している経費の一部を市が補助しておりますが、平成21年3月からは、省電力化事業の一環としてLED電灯をつけ加えて対応しております。

このLEDによる防犯灯は、汎用品のLED電灯を使用できるため、従来の水銀灯や蛍光灯と比べて初期投資には多少高目の設備費が発生しますが、寿命が長く、電力料金が安価なことから、トータルコストで考えますとLED電灯を設置した後五、六年で水銀灯や蛍光灯の同額以下になりますので、各地区にもLED電灯の導入を推奨していきたいと考えております。

これに対しまして、いわゆる街路灯である道路照明灯については、高出力の照明器具を使用しているためLEDの照明器具は高価で、トータルコストで考えますと、20年を経過しても現在使用している器具の方が安価であることがわかりました。しかしながら、LEDは現在低コストに向けた技術開発が進められている状況ですので、その推移を見きわめながら導入を検討していきたいと考えております。

なお、例年東北電力から寄贈いただいております防犯灯につきましても、平成22年度からはLED電灯を希望したいと考えております。

次に、発達相談支援センターの施設建設の推進でございますが、この件につきましては、森議員からの平成19年第4回定例会の一般質問、また昨日の米澤まき子議員の一般質問でもお答えしているように、発達障害者支援法に基づき設置運営されている施設であり、実施主体は都道府県または政令指定都市と位置づけられております。本市の住民が利用する同様の施設としては、県が宮城県社会福祉協議会に運営を委託している発達障害者支援センター「えくぼ」があり、その利用を促進しております。

しかし、米澤議員にお答えしたように、地理的にも、また仙台市を除く県内市町村を対象としていることなど、利用に不便を感じていることもあるかと思えます。より専門的な支援を必要とする方のためにも、県に対し利便性を考慮した新たな施設設置の必要性を訴えてまいりたいと考えております。また、太陽の家で行っております早期療育指導事業「おひさま広場」で発達等におくれが見られる児童のための相談指導の充実を図るなど、既存施設の利用方法や機能について検討を行うとともに、専門機関とさらなる連携を図っていきたく思っております。

私からは以上でございます。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

水道事業については、私の方から御回答申し上げます。

1 点目の水道管耐震化率及び耐震適合性の状況についてお答えいたします。

厚生労働省の 2008 年度末時点での調査結果によりますと、全国の耐震化率は、先ほど議員がおっしゃったように、基幹管路で約 28%との公表がありました。この数値は厚生労働省の検討会が平成 18 年度に地盤が強い場所にある水道管は耐震適合性があるとみなすべきとの見解を見出したことで、地方自治体によって水道管と地盤両面から耐震性をとらえるようになっております。

当市といたしましては、昭和 45 年以降、ダクタイル鋳鉄管、これは継ぎ手が A 型というやつなんですが、A 型とか S 型とかいろいろあります、その A 型を採用してまいりました。昭和 53 年に発生しました宮城県沖地震においてもほとんど被害がありませんでしたので、その後においても同種を布設してまいりました。しかし、平成 8 年に発生しました阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、この震災に対応できる耐震継ぎ手、これは今は NS 型、ずんずん改良されて NS 型ということで、管が外れないようになっている継ぎ手が開発されましたので、平成 11 年度から採用しております。

本市における 21 年度末管路総延長、管路と申しますと導水管があります、送水管がありません、配水管があります、市の方で管理しているのはこの三つです、あと個人で給水管となりますけれども、この三つを合わせますと 218 キロメートルでございます、うち NS 管の耐震継ぎ手を有するものが 43 キロメートルでございます。耐震化率は約 20%となっております。

今後は、175 キロメートルの耐震未整備管のほか、水道の基幹施設である浄水、送水施設等の更新、耐震化等もあわせて行わなければならない、多大な費用を要することから、計画的な更新計画のもと進めていかなければならないと考えてございます。

次に、2 点目の鉛管対策について、昨日板橋議員に回答させていただきましたが、鉛管については、できるだけ早急に対策を講じる必要性を認識しているところでございます。

対策についてでございますが、入れかえが完了するまでは長い時間水道を使わなかった場合の使い方、これはバケツ 1 杯、朝一番で流してくださいというぐらいで対処できるんですが、それなどについて、個別に調査をして鉛管が入っている家庭を個別にお知らせすることはもちろんですが、広報紙やホームページにより周知、啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7 番（森 長一郎議員）

ただいま御答弁いただきました。2 から 3 までは市長がお答えいただきました。

まず、AED につきましては、これは災害時にも非常に役立つことであると思いますので、ぜひ推奨をしていただければなと。消防事務組合の方へということなんですが、多分各自

治体も、ほかの1市3町も、こういう形でも必要なのではないかなと思いますので。仙台市の推移を見て。その間にさまざまなことが起こり得ることもあるので、ぜひ、これも急ぎ対応していただければ。既存の、もう持っている民間事業所もあるわけですから、ぜひその辺、民間事業所とも話していただいて、協力体制をつくっていけばいいのかなというふうに思います。よろしく対応をお願いします。

防犯灯、街路灯につきましては、実はこれ各区の区長さんから出た話でありまして、LEDの価格が高価なときに出た話であります。まとめて市で買って、それを地域にまずは活用していただければいいのではないかという話も出ました。ただ、今回どんどんLEDが推進されていくということでありますので、ぜひその辺、価格の問題も、実は先ほどの水道管の耐震化率の記事の左側に「低価格 LED 実現へ前進」という記事も載っております、ここからも参考に質問させていただきました。ということで、こちらをあわせ、まずコスト意識を持っていくということも大切です。防災、防犯も必要でありますので、兼ね合わせて対応していただければなというふうに思います。

4点目に関しましては、まずきのうの米澤議員の質問にもございましたが、なかなか制度をひっくり返すわけにはいきません。ただ、県なり国なりに働きかけていくことは非常に大切なのかなと。実質、太陽の家の健常者の利用率も減っているということで、まずその辺のところも含めて考えていければいいのかなというふうに思います。

この3点については答弁は必要ございません。よろしくどうぞ対応の方をお願いします。

1点目の水道ですが、きのうも板橋議員からも出ていらっしゃいました。防災の段階での、各自治体での財政的に非常に大変な状況ではあるということが今回もあからさまに聞かれたような気がいたします。ということで、28.1%、全国427事業所の中でも、なかなか20%、まだおぼつかない。ただ、宮城県沖地震では大丈夫だということであります。

四、五日前ですか、ラジオを車の中で聞いていましたら、前回の福島県沖地震でしたかね、ちょうど訓練の午後からの。宮城県沖地震の再来ではないかと一瞬思ったという話から、いや、違ったんですと。調査の段階で、非常に大きなエネルギーをどんどん、どんどん蓄積されているんだというような話もされておりました。ということは、これは大きな災害となり得るのではないかなと。ありがたい話ではないんですが、それをいかにして対応していくのか。

ただ、先ほども質問の中で申し上げました、県の対応がもともと絶たれたのではどうしようもないというところもあります。まずそこを連動してやっていかなければ、平均的にずっと上げていかなければ。必要な管路を確保するということが非常に大切かと思えます。この辺、改めてもう一回だけお聞きしたいと思います。その辺のところでは計画性の中に、県との兼ね合いもあるでしょうけれども、まず多賀城市としての対応を再度お伺いしたいと思います。

もう1点、鉛管であります。鉛管であります。ほかのところをインターネット等で調べますと、鉛管について多賀城市は一言もインターネットでは触れていない。有害とも安心とも触れていない。その辺の管理者の考え方を伺いたいと思います。

○議長（石橋源一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（板橋正晃）

まず、耐震管の関係でございますが、私ら方のメイン、仙南仙塩広域水道から来ている管なんです、そちらの方が水絶たれば皆断水じゃないかというお話でございますが、仙南仙塩広域水道の方でも、現在地域水道ビジョンを策定してございます。その中で、軟弱地盤というところがあるんです。例えばうちの方に近いところでも利府のあたり、軟弱地盤を水道管が通っているところに対してはバイパス管を通すというような計画もございまずし、あと仙台から岩沼の方に抜けるところに連絡管をつなぐ、こういう構想を持って今後やっていこうということで今進めてございます。

一番地震に弱いのは石綿管だと言われていますが、この管に関してはもう既にはないです。ほとんどがダクタイル鋳鉄管で、先ほども言いましたように継ぎ手関係が脱着しないようなNS管。A型というのは、どうしても最初の方ですから、ぼつと折れたり外れたりする危険性があるということで、今はNS管の方に切りかえていますけれども、そういうのが結構残っているということでございます。これは逐次やっていきたいと思っております。

ほかにも鋼管が入っていたりしているところもありますので、料金改定のときお話しさせていただきますましたけれども、こういうものとかポリエチレン管というものを優先的に改修していきたいということで。

あと、もう一つ言いたいのは、どうしても多賀城の中にも地盤の弱い所あるいは強い所というのはあるわけですから、弱いところを中心に、これは耐用年数との兼ね合いもあるんですが、そちらを中心に整備しているということでございます。災害が起きても大丈夫のように日々努力してまいりたい、このように思っております。

もう1点の鉛管に関しては、先ほど14年度の通達をお話しされましたけれども、その後、19年度にまた厚労省から通達がありまして、その中では、鉛管が入っている個別のリストを抽出して、そこに対して水質基準の確保に努めてほしいということであったものですから、うちの方としては、ホームページに載せると鉛管が入っていない人にも不安を与えてしまうおそれもあるだろうということで、今まで載せていなかったです。

ただ、平成14年のそういう通達が来たときは、広報紙等ではお知らせしたようでございますが、それは継続的になっていなかったということでございますので、今回は、何年度以前に建てた建物で、その後、水道管を改修していない家庭については、このような方法をとってくださいというような周知をしてまいりたい、このように思っております。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7番（森 長一郎議員）

インターネットを開きますと、ほかの自治体では説明を懇切丁寧に図解つきでやっているところもある。不安をおおるというふうなことでありましたが、多賀城市の水の分析をずっとクリックしてまいりますと、水質基準が0.05ppmから0.001ppmに厳しくなっている、それをクリアしているということであります。鉛の含有度です。実際、その辺のところでは安心……、安心を提供するためにも必要なのではないかなど。あとは、きのうも板橋議員が質問されていらっしやいましたが、まず費用的な部分とか、ここからここまではこういう負担の仕方ですよというの、あわせて紹介をしておりました。ぜひ参考にさせていただければなというふうに思います。

以上でございます。答弁は必要ないです。

○議長（石橋源一）

ここで休憩いたします。

再開は 11 時 10 分。

午前 10 時 59 分 休憩

---

午前 11 時 10 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

13 番吉田瑞生議員の登壇を許します。吉田議員。

（13 番 吉田瑞生議員登壇）

○13 番（吉田瑞生議員）

陸上自衛隊多賀城駐屯地内に現存する多賀城海軍工廠跡の建物などを多賀城市指定の文化財とすることについて伺います。

多賀城駐屯地内に現存する戦時中の昭和 17 年、1942 年 10 月 30 日に開庁した、工廠令上の開庁は昭和 18 年 10 月 1 日ですが、多賀城海軍工廠火工部の建物、土塁、通用トンネルを多賀城市指定文化財に指定し、保存に必要な措置を講じ、文化的向上に資するよう図ることについて問うものであります。

昭和 17 年 10 月 30 日、多賀城海軍工廠は、横須賀鎮守府指令長官豊田副武大将臨席のもとに開庁式を挙行しました。多賀城海軍工廠の海軍工廠令上の開庁は昭和 18 年 10 月 1 日で、工廠の組織構成は、中谷地地区に置かれた総務部、会計部、医務部、製鋼部、機銃部と丸山地区に置かれた火工部の 6 部門と、留ヶ谷地区の工員養成所に分かれていました。

軍需工場は、八幡字中谷地、前原、笠神字丸山、黒石崎を中心に建設され、機銃部は、中谷地地区を中心に平たんな田畑を整地して建設され、火工部の建物は丘陵部の黒石崎と丸山地区の山際に建設され、建物は全体を土塁で囲み、火薬倉庫はその中に岩石で頑丈につくられています。航空機用機銃の威力向上を目指していた海軍は、スイスのエリコン社の 20 ミリメートル機銃に着目、国産化されたエリコン系 20 ミリメートル機銃を零戦、零式艦上戦闘機に装備することとして生産を計画し、航空本部直属の多賀城海軍工廠で量産するということでスタートしました。

工廠で働いていた人員は、一般工員、徴用工員、学徒など、最盛期には約 1 万 3,000 人から 1 万 6,000 人ぐらいが兵器の製造に従事したとされています。うち動員された学徒は 2,000 人から 3,000 人とも言われています。また、帝国海軍現在員調べ昭和 20 年 8 月 15 日によれば、士官 90 人、特准 4 人、下士官兵 6 人、計上 100 人となっていて、工廠の幹部軍人や職員の大半は横須賀海軍工廠から配置がえの形で多賀城海軍工廠にやってきた人たちでありました。

海軍省は、海軍工廠用地の買収を台帳面積で約 307 ヘクタール、防衛庁がまとめた資料によると合計 496 ヘクタールで、多賀城村の全面積の約 4 分の 1 に当たる広大な土地を工場や附属施設用地として村民から買収しました。多賀城村は、総面積 19.10 平方キロメートル余り。東北部は小高い丘陵で、南西に向かって平野が開かれています。村のほぼ中心部を砂押川が貫通して、貞山堀に通じ、松島湾へ注ぎ、極めて平たんな土地で、村の全面積の半分以上は田や畑の農地で占められ、当時人口わずか 7,900 人余の農村でした。交通機

関も、東北本線と常磐線に近く、村の中心部を仙台と石巻を結ぶ宮城電鉄仙石線と塩釜線の2本の運輸動脈が走り、塩釜港には5,000トンから1万トン級の船舶の入港も可能で、一大軍需工場の基地として絶好の条件に恵まれていました。

昭和18年12月11日午前11時45分ごろ、火工部で大爆発が起こり、大音響とともに火の海となり、火柱が立ち上り、爆風と黒煙が青空に舞い上がる大惨事の悲惨な事故が起きました。この事故は60キロ焼夷爆弾の製造中に作業員が弾体のねじ穴合わせをするハンマーを強くたたき過ぎたため、弾体内部の火薬に引火、爆発したものとされています。この爆発事故の現場は、多賀城市丸山に所在する国家公務員住宅22号棟に隣接する多賀城駐屯地内に現存する土塁とその通用トンネル、石材でつくられた建物のあるあたり、フェンスに面する道路の周辺であると語られております。ちなみに、これらの建物は10棟が現存しております。建物は、各建物ごとに高さ4メートルぐらいの土塁で囲まれていました。

多賀城駐屯地は昭和29年に福島から第6管区総監部、現第6師団司令部以下の部隊が多賀城海軍工廠火工部跡に移駐して開庁しました。

昭和36年8月、現駐屯地の主力部隊である第22普通科連隊が仙台駐屯地から移駐し、同時に東北地区補給所多賀城燃料支所が発足しました。

また、昭和40年3月には第1教育連隊が仙台駐屯地から、平成11年3月には第38普通科連隊が八戸駐屯地から移駐しました。平成18年3月には第1教育連隊が第110教育団隊に新たに編成され、現在に至っています。

敷地の面積は74万平方メートル、約22万坪に及んでいます。

多賀城市には二つの重要な歴史的事実があり、その上に今日が存在していることと言えるでしょう。一つは、724年に多賀城が創建されたこと、もう一つは、戦時中に多賀城海軍工廠が設置されたこととあります。多賀城海軍工廠の歴史的遺跡保存に対する取り組みは、多賀城市政の重要な責務の一つであることは当然のことでしょう。文化財保護法、多賀城市文化財保護条例に基づいて、多賀城海軍工廠火工部の多賀城駐屯地内に現存する石材でつくられた建物10棟、建物を囲む土塁とその通用トンネルを多賀城市指定文化財に指定し、保存に必要な措置を講じ、文化的向上に資するよう図ることを求めるとともに、郷土の文化の進歩に貢献されるよう取り組んでいただきたいのであります。これらの取り扱いについては、文化財保護法第3条、政府及び地方公共団体の任務、第4条、国民所有者等の心構えにのっとるものであります。

いずれにいたしましても、要は所有者である防衛省陸上自衛隊多賀城駐屯地の同意を得なければならないのであります。また、多賀城市宮内に所在する王子チヨダコンテナ株式会社仙台工場内に現存する石材でつくられた試射場跡の建物についても同様に対処していただきたいのであります。

以上につきましては、歴史の理解に必要不可欠のこととして、これからの文化の向上発展をなす遺産であり、貴重な国民的財産を公共のために保存していただきたいのであります。

以上、問うものであります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田議員の御質問に関しましては教育長から答弁させますので、御了解ください。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

多賀城海軍工廠跡の建物等の多賀城市の指定文化財にという御質問でございますが、平成17年第1回及び平成19年第4回市議会定例会で藤原議員からも同様の御質問がありましたが、多賀城海軍工廠の建設は本市の歴史にとって多賀城が創建されたこととともに大変重要な歴史的事実であると認識をいたしております。

このことを受けまして、教育委員会では平成16年から文化財保護委員会委員に近現代の専門家を委嘱し、工廠関係資料の調査・保存等について御指導・御助言をいただいております。

御質問にありました陸上自衛隊多賀城駐屯地内及び王子チヨダコンテナ株式会社仙台工場内に現存する海軍工廠関連の施設につきましては、既に現地調査を終了しております。ただし、建物の構造や規模、それから保存方法等の詳細、細部把握については、これからさらに進めてまいりたいと思っておりますし、所有者の皆様方と協議を進めながら、文化財としての価値及び歴史的な位置づけを明確にした上で市指定文化財として指定することについて検討してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

私の質問に対する当を得た答弁を賜りました。今教育長からも答弁の中で触れられましたけれども、詳細な構造なり規模を調べることが実際の指定に当たっては必要不可欠の作業になると思います。私もそのように認識しております。ですから、これからの取り組みとしては、答弁の中にもありましたけれども、いわゆる所有者の同意を得ながら、事前に詳細な現況把握の調査が何よりも必要不可欠の作業条件の一つだろうと思います。

実は、私の今回の質問をした背景の一つには、皆様御承知のとおり、中央2丁目23の3号にレストラン「館」が存在していて、その建物等について当時私も取り組みを進めてまいりましたが公有化できなかったという教訓を携えての質問とさせていただいたのが背景の一つとなっております。当時のレストラン館については、私は多賀城海軍工廠資料館というような方向でやってきた経緯もあったわけですが、残念ながら、現在はエクレール多賀城中央ヒルズ2のマンションとなっている場所です。そのような関係から、どうしても今日的段階ではもう一つのこととして市の指定の文化財に指定する取り組みとして先ほど来のことを述べたところであります。

また、もう一つは、この際紹介しておきますけれども、多賀城海軍工廠機銃部や火工部の生産設備は、当時、敗戦後ですけれども、昭和20年の後半、塩釜港から船に積んで数カ月間かけて金華山沖の日本海溝に実は投棄処分されたのであります。このことは、その作業に立ち会った人から直接伺っているわけですが、そのような中であって、かろうじ



て工作機械の旋盤機械が1台現存し、使用されている事実もあります。今後、それらの課題に対することも考えていきたいと一つは思っております。

もう一つは、松島における地下工場跡の課題であります。北区については自衛隊の反町で現存していることとしてあるわけですが、南区についての地下工場跡は放置された状態にあることも承知していることと思いますので、いろいろな意味での関連を図って取り組んでいかなければならないかなと思っております。

また、現在の塩釜市立病院は、戦後、多賀城海軍工廠の材料で建設された経緯などもあります。

ですから、これらのことを契機にしながら、いわゆる2市3町地域における課題の連携などもつまびらかに関連づけて、今後の多賀城海軍工廠の課題の取り組みも、もう一方では考えていくべき課題ではないだろうかとも思っております。ぜひ、その面での所見を1点だけ伺っておきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

これまでも議会で海軍工廠については御指摘をいただき、即、市の文化財課の方を中心にして調査をしております。当然、この海軍工廠は2大事件と言われるように、海軍工廠についてはやはり人の人名、そして住む人の精神性、心、そういうものにかかわるものも含めまして非常に重要だと思っております。多賀城海軍工廠があつての松島の問題、あるいは市立病院のお話もありましたが、多賀城市の海軍工廠の指定ということを確認しながら、さらに連携を取りながら進めていきたいというふうを考えております。よろしく願います。

○議長（石橋源一）

16番根本朝栄議員の登壇を許します。根本議員。

（16番 根本朝栄議員登壇）

○16番（根本朝栄議員）

私の質問は、通告どおり、次の3点でございます。

初めに、心身障害者医療費助成制度の改善についてお伺いいたします。

心身障害者医療費助成制度は、皆様御存じのように、身体障害者手帳1級、2級及び3級の内部障害者並びに療育手帳Aの方を対象として、医療費が実質無料となっている制度であり、障害者の皆様にとって多額の医療費に対する経済的負担軽減策として大変重要な施策であります。

しかしながら、支給方法は、医療費を一時的に立てかえ、後日戻ってくる償還払いとなっており、障害者の皆様から、償還払いではなく、どうせ後で戻ってくる医療費ならば、医療機関の窓口で支払わなくてもいいように現物給付にしてほしいとの要望が寄せられております。

この問題につきましては、平成19年2月第1回定例会及び本年の第1回定例会の予算質疑で取り上げました。市長答弁では、平成17年10月から実施している乳幼児医療費助成

制度の現物給付を例に挙げながら、「宮城県及び県内の各市町村の動向を見守りながら検討させていただきたいと存じます」と述べられました。また、予算質疑で担当課長も同様の答弁をされております。県全体でやらなければならない課題であり、市単独では難しいとの答弁であります。そのようなことはありません。

実は、私ども公明党会派で福島市に視察に行つてまいりましたが、心身障害者医療費助成制度について、福島県全体では現物給付になっておりませんが、福島市では市単独で現物給付としているのであります。福島市の場合、平成元年に先行して国民健康保険加入者に対し現物給付としており、社会保険の方は乳幼児医療費が現物給付となった時点で一緒に現物給付にしております。これは、行政主導のもと、医師会と医療機関の調整を行い、協力をいただき、協定書を交わしているとのことであり、現在では、二本松市、伊達市、伊達郡と共同して行っているとのことでありました。

この制度の目的は、条例第1条に「心身障害者の医療費の一部を助成することにより心身障害者の適正な医療機会の確保及び心身障害者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする」と規定されており、医療機会の確保と経済的負担の軽減の二つが主たる目的となっております。この条文だけを見れば、ぐあいの悪いとき、医療費のことを考えずに、いつでも病院へ行くことができるように見えますが、制度運営上は償還払いとなっているため、一時的に経済的負担が伴い、すべてをカバーする条文になっていないのであります。したがって、大事なことは、本来の制度の目的達成のため改善を図りつつ、利用者のニーズに沿う具体的な制度運用が必要であり、まさに福島市の例はその手本となるのではないのでしょうか。

後で戻ってくるとはいえ、一時的に医療費を立てかえなくてはならない現状を改善し、さらなる負担軽減策を講じるため現物給付にすべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、本市独自の経済対策についてお伺いいたします。

最近では、いかにも景気が底上げし回復しているかのような報道がなされておりますが、私たち庶民の生活においては全くその実感がなく、市内の業者の皆様も大変御苦労されており、特に建築にかかわる業界の皆様は、仕事も少なく、事業継続が厳しい状況にあり、悲鳴の声すら聞こえてくるのであります。

このような中、国においては経済対策と環境対策を兼ねた住宅版エコポイントがスタートしております。また、これに連動するかのように、秋田県では、住宅リフォーム緊急支援事業が始まり、県内の業者が施工した住宅リフォームに補助金を出しております。さらに、秋田県内の市町村でも、県の補助金に上乗せした形で補助金を出す自治体もふえており、県全体で建築業界への支援と環境対策を推進しているのであります。

宮城県においては、同様の事業は実施されておきませんが、多賀城市の経済対策としてぜひとも考えていくべき課題と認識しております。この問題につきましては、昨年第2回定例会一般質問、本年第1回定例会予算質疑で質問させていただきました。その質問趣旨は、多賀城市内の業者が施工した新築やリフォームに補助金を出し、少しでも市内の業者が潤うような施策を実施する内容であります。私の質問に対し、当時の市長公室長は「市内の業者の育成という点も踏まえて、総合景気対策本部という会議を持ってございまして、その中で詳細を検討してまいりたい」と述べられ、前向きな答弁をいただいております。

新築をする場合は、工務店を初め、かわら、サッシ、畳、設備など多くの関連する業者がかかわり、即効性がある経済対策となるのであります。また、リフォームをする場合でも

同様であり、国の住宅エコポイントと連動させれば、それなりの経済効果も期待できるものであります。

この事業を実施することになれば当然予算が伴うものでありますが、それは後年度に固定資産税、あるいは住民税という形で恒久的な自主財源になり得るものであり、そういう意味では、長い目で見れば先行投資と理解すれば、財政にそれほど影響は出ないものと考えます。実効性のある本市独自の経済対策について早期に実施してはどうかと提案いたしますが、市長の見解を伺います。

最後に、アレルギー対応の学校給食についてお伺いいたします。

現在、多賀城市の学校給食センターではアレルギー対応の給食は整備されておらず、給食の献立表に明示している材料を確認して、子供が食べられないメニューのときは弁当を持参するなど、個々の家庭で対応しているのが現状であります。

アレルギーの子供さんを持つ家庭では、朝晩の食事やおやつなど、毎日の食生活において細心の注意を払いながら食事の用意をし、大変御苦労されているのが現状であり、保護者の方々から、子供が学校に行っているときぐらいは多賀城市でアレルギー対応の給食を出してほしいとの要望が多いのであります。

仙台市宮城野区在住の方からも、多賀城市に住みたいのですがアレルギー対応の給食を出していないので住めないとの声もあり、若いお母さんたちはしっかり行政の仕事を見きわめているなどの実感を持った次第であります。

さて、長野県松本市では、市内の小学校 21 校分、1 万 2,000 食を提供している給食センターにおいては、アレルギー専用調理室を設置し、アレルギー担当の学校栄養職員を 2 名配置して、徹底したアレルギー対策を図っております。一方、中学校でも、12 校分、5,500 食分を提供している給食センターで、アレルギー対応の献立作成が行われております。

本年の予算特別委員会でアレルギー対応の給食整備について質問したところ、教育長は、「アレルゲンの入っている、そのもとになるものについては、やはり家庭の苦労があるというふうなことは事実でございます、仙台市のように即いくかどうかわかりませんが、これについても、さらに吟味していかなくてはならないというふうな思いがあります」と保護者の苦労を理解されながら、アレルギー対応給食の必要性について言及されております。

年々、アレルギーの子供が増加していることから、アレルギー対応の給食の整備については時代の要請であるとともに、必要不可欠な課題であると認識するものであり、アレルギーの子供も含め市内の全児童・生徒に対し安心・安全でおいしい給食を提供することは、多賀城市の責務であります。アレルギー対応の給食の整備について早期に検討すべきと考えますが、市長の理解ある答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本議員の御質問にお答えいたします。

1 点目については、根本議員から平成 19 年第 1 回定例会において同様の質問をいただいているところでございますが、心身障害者医療費助成の償還払い方式を医療機関等の窓口で

支払いを必要としない、いわゆる現物給付方式に改めるためには、県はもとより、県内の医療機関及び各保険者、さらには国民健康保険団体連合会等の審査支払い機関の協力が不可欠でございます。既に現物給付化されている乳幼児医療費助成制度は、宮城県が数年の歳月を費やし、医師会及び各保険者等の協力を得ることにより実施することができたものであり、このような状況からも、心身障害者医療費助成の現物給付化については今後県全体で進めていただくよう要望・要請等を続けていきたいと考えてございます。

本市が単独で現物給付化を実施する場ですけれども、県内医療機関との契約事務や医療機関への周知、契約後の医療機関からの診療報酬明細書にかわる請求明細書の確認処理、また本市及び審査支払い機関等で運用している電算システムの改修やその後の運用費用等、さらには近隣市町との十分な協議、協力が必要となるというふうな事情もぜひ御理解いただきたいと思います。

次に、2点目の本市独自の経済対策として市内の業者が施工した新築や改修に補助金を出してはどうかとの御質問でございますが、低迷するこの経済状況下では、市内でそれを営む個人や法人が施工した工事を対象にすることの効果は大きいと思われれます。耐震改修工事の補助を受けた方の発注先を見ますと、過半が市外で、かつ新築時の施工者に頼んでいるケースも多く見受けられるようでございます。こうしたことから、市内の事業者が施工するリフォームに助成制度を導入し、有効なものとするためには、市内の建設職組合など事業主が協力しながら、耐震改修やリフォームを受注できるような仕組みづくりが必要となってまいります。

市としても、耐震診断や改修に対する助成制度との調整も図りながら、市独自の経済対策としてリフォーム助成制度の導入に向けて検討してまいりたいと思います。

3点目のアレルギー対策につきましては教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

私からは、3点目の学校給食におけるアレルギー対応食についてお答えを申し上げます。

この御質問につきましては、これまで平成19年第4回定例会の米澤議員の質問以降、森議員、佐藤恵子議員からも同様の御質問をいただいておりますが、アレルギーを持つ子供たちのため、学校給食におけるアレルギー対応食の必要性は十分認識をしているところでございます。

そこで、これまでにアレルギーのすべての子供に対応できないまでも現状の施設能力の範囲内で何らかの方策はないのかと検討してまいりましたが、最も大きな課題は施設スペースであり、また付随して専任栄養士、調理師等の制約から、除去食や代替食を提供することは難しいのが現状であります。そのため、これまでどおりとなりますが、食物に含まれるアレルゲンを献立表に記載するとともに、原材料の細部を記載した月ごとの詳細成分表を保護者の皆様に配付をいたしまして、十分に連絡をとりながら対応してまいりますので、御理解を賜るようお願いを申し上げます。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

政治の本分というのは、弱者に光を当てるということが私は基本であろうと、こう思います。これは私の信念でもあります。つまり、政治の中には常に思いやりや優しさが必要だと、こういうことが根底には必要なわけがございます。そういう意味から、きょうの質問も何らかの弱者と、そういう意味で、その人たちを何とか救えないものかと、こういう思いで質問させていただきました。

まず、第1点目心身障害者医療費助成については、前回質問したのと全く同じ答弁内容でした。議事録をそのまま私何回も読みましたけれども、そのとおりに言っているなあという感じでした。少しは前進するかなという期待を少し持っていたんですが。県全体でないとなかなか難しいというお話でございました。

それで、私、条文を通して、この条例の目的をお話いたしました。目的を完遂しなければ条例の本領は発揮できない、私はそう思います。ですから、乳幼児医療費助成制度も現物給付になったんです。経済的負担の軽減。一時的に立てかえることをなくそう、この負担もなくそう、こういうことになったんです。だから、同様に、障害者の皆様というのは特に年金をいただいて生活をしている人が非常に多い、高齢者の場合は、そしてまた、年金も非常に低い方も多いということになると、入院をしたときに、一時的にでも立てかえるのは大変だという事実は厳然とあるわけです。

であるならば、これは担当者レベルで、福島市の例を申し上げましたけれども、福島市もそう簡単にできたわけではないんです。先ほど質問で行政主導と申し上げましたけれども、担当者が何とかできないものかということで、医師会なり国保連合会なり、あるいは医療機関なりに足を運んで、切磋琢磨をして、そして御協力をいただいて、最初、国民健康保険から市独自でやったんです。ですから、この目的を達成するためには、まずそういう努力をして、それでもなおかつだめだったんだということなのか、今いろいろな話を聞いただけで、机上の上でだめなんじゃないだろうかという判断をするのか、それは条例に基づいた仕事、あるいは動きをしていただきたいと、こう思うんです。ですから、ぜひとも福島市にお邪魔して……、私は詳しく聞きましたから、お邪魔したときはさらっと聞いたんですけれども、後から詳しく聞きました。比較的協力的にやっていただいたと言っていましたよ。ただ、宮城県と福島県の医師会の皆さんは一緒かということ、そうもいかない……、私もわからないですけれども。ただ、やっぱり一応話を聞いてくるということは大事だと思うんです。そして、多賀城市の医療費の助成を受けている対象者の方々のために行動して、研究をしてみるということが必要だと思うんですけれども。この点について、まずは研究をしてみる、行動を起こしてみるということ、再答弁お願いしたいと思います。

それから、本市独自の経済対策、市長さん、効果は大きいということをいろいろ例を通されながら、導入に向けて検討するということがございました。英断を歓迎します。ただ、新築は入っていなかったですね。新築の方が、より以上、業者がかかわるんです。リフォームはリフォームでやってください。これは当然必要です。新築の方が、将来は固定資産税あるいは住民税の増加になるんです、当然。そのことを理解するならば、新築も私はやるべきだと思うんです。こういう制度を持つことによって、多賀城市民の方が、じゃあ、うちも建てかえてみよう、じゃあ、うちも補助金があるならリフォームしてみよう、こう思い立って、そして市内の業者をお願いをして建てかえる、リフォームするということ、これが大前提でありますから。そういうことを考えると……、市長、首かしげないで、新築も。きょうは商工会の会長が、建設職組合とか商工会の責任者として、ぜひともこれは

必要な事業ではないかと、多分そういう思いで傍聴に来ていただいていると思うんですけども。市長、新築に関しても、ぜひ御見解をお願いしたいと思います。

それから、アレルギー対策については、教育長のお話を伺いますと、何とか今の給食センターの施設の範囲の中でできないものかといういろいろ考えてきたと。ただ、施設が手狭で、なかなか難しいという現在の判断なんですかね。そこを何とか、施設のやりくりをしながらできないものか。例えば、そんなに人数いませんよね。多賀城市で、この間聞いたとき、何名でしたかね、アレルギーの生徒。何名いるかちょっと教えていただきたいんですけども。その皆さんの給食を用意する分の施設が本当にできないのであれば、それにかわる何かができないのか、検討、その辺、できるかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目の心身障害者医療費制度の改善についてのございますけれども、根本議員おっしゃったように、担当者が何とかできないものかということで頑張ってみようということでございますけれども、その辺の頑張り方は保健福祉部長から答弁させますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから、第2点目の経済対策ということで、新築もということなんですけれども、その仕組みづくりが必要だということで、建設職組合ともいろいろ話はしてから実行していきたいというふうに思いますけれども、ただ改修なんかでも、ほかの市の事例をきのうもちょっと見せてもらいましたけれども、10万、20万ぐらいの補助でも、あつと言う間に、これやったらば1,000万円、2,000万円の単独費が飛んで行くんです。そのぐらい効果があつたと。新築したら、1回当たり10万、20万じゃ済まないでしょう。ちょっと考えてみてください。100万単位じゃないと新築は何にも。10万円やるから新築してと言つたつて、なかなかこれはできるもんじゃないんじゃないかなという気がいたします。ですから、その辺も含めながら、まずはどういうものがあるのか、どういう効果があるのか、その辺も検索しながらやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

アレルギーの問題でございますが、市の人数ですが、小学校38名、すべて弁当というのが38名、中学生が8名、合計46名となっております。

ただ、十分に検討というふうなことです。この問題は、仙台の野村給食センター、吟味に吟味を重ねて、あの施設はアレルギーだけのをやっているんですが、事故が起きました。ですから、この問題は、その辺の端っこの方につくってやれやというふうなことにはなかなかならないんです。専用のスペースをきちっと隔離して持って進めていかなくてはならないということになると、非常に慎重に進めなければならないというのが今の私の気持ちです。

当然、家庭の苦勞、たまにお昼の弁當ぐらい何とかほっとしたいなという気持ちは重々わかるんですが、現状からすると、そういう慎重を期していかなければならないということを見ると、難しいかなというふうに思っているところであります。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

市長が先ほど答弁した関係につきましてお答えさせていただきますけれども、弱者に光を、優しさと思いやりを、私も同感でございます。ただ、宮城県の状況と隣の福島県の状況との違いが一つだけございますのは、福島県では実は市町村ごとにこういった形のやつをやっているということで、県全体でやっているということはどうもなさそうな状況です。したがって、市町村ごとにそれらを進めなくてははいけないというふうな状況にあるやに聞いておりますので、この辺のところもしっかり研究させていただいて、そういったところで風穴をあけられれば可能であるし。

ただ、宮城県の場合ですと乳幼児医療の関係で前例がありますので、これを全県で進めていくということについては市長会を通じて要望も出しておりますので、最終形はそういったところにあるのかなというふうに思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

ぜひ研究して風穴をあけていただきたい、このように思いますので。

あと、市長、まず建設職組合の皆さんともよく相談していただいて、前、庄内町の例も森議員言ったことありましたけれども、持ち家祝い金制度とか。そうやって経済対策をやっているところもありますので。それはそれなりのお金はかかるのは当然です。ただ、後年度、長い目で見れば、着実に税金も入ってくるということにもなり得るわけですので、どうか御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

あと、教育長、慎重に進めなくてははいけないということなので、慎重に、なるべく早期に解決できるような方向で頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石橋源一）

ここで、お昼の休憩とさせていただきます。

再開は午後1時です。

午後0時02分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

2番佐藤恵子議員の登壇を許します。佐藤議員。

(2 番 佐藤恵子議員登壇)

○2 番 (佐藤恵子議員)

私の質問は、大きく 4 点でございます。

最初の質問は、住宅リフォーム助成制度についてお聞きいたします。

今、公共工事はピーク時から半減し、新設住宅施工件数は年間 80 万戸を割って、08 年 12 月以降 15 カ月連続で前月を下回る状態が続いております。建設業許可業者は、最高時の約 60 万社から 51 万業者へと減少しています。本市でも 03 年から 09 年、去年までですね、10 社清算状態に入る会社がありました。きちんと清算されていない会社は数知れないということが考えられます。

それで、前原国交相は、20 万社でも過剰との考えを示し、国内建設業者の転業を促す一方で、世界マーケットを見れば建設業界は成長産業とし、莫大な ODA 政府開発援助予算などを使ってゼネコンの海外進出を支援しようとしています。しかし、今求められているのは、過剰な外需依存から脱却し、内需をふやし、持続可能な経済社会を築くことではないでしょうか。

今、地域の建設関係中小業者は、仕事激減に苦しんでいます。現状は、個人の経営努力の限界をはるかに超えている状況と言わなければなりません。この状況をどのように改善していくのか、本市においても本気で構える姿勢が必要ではないでしょうか。住民の暮らしや営業を守る立場にしっかり立つべきではないかと思えます。

6 月 10 日、市長に多賀城市に住宅リフォーム助成制度の創設を求める要望書が提出されました。多賀城市建設職組合組合長鎌内誠次さん、塩釜民主商工会会長千葉藤男さん、同多賀城支部長武田次男さんほか代表 4 人の方たちが市長にいろいろ訴えをさせていただきました。私どもも同席させていただきましたけれども、仕事がなくて苦しんでいる多くの中小業者の現状をかいま見ることができました。市内の業者、団体の方々のやむにやまれない気持ちからの、立場の違いを乗り越えて提出されたものであり、それだけに重い意味を持ったものであると言えます。

この制度を実施している自治体は 4 月 1 日現在で 30 都道府県、154 自治体であり、当然ですが、利用者にとっても業者にとっても好評を得てございます。本市においても実現に向けて努力すべきと思いますが、いかがですか。

私の前の根本議員の質問のときに市長は前向きに答弁をされておられましたので、やるという方向で私は受けとめました。さらに確認をさせていただきながら、いつやるのかということのを改めて御返事をいただきたいと思えます。

2 番目の質問として、妊婦健診 14 回受診のための助成継続についてお聞きいたします。

平成 21 年から 2 年限定で施行されている妊婦健診の助成 14 回分が今年度で終了いたします。この 2 年間、多くの母親たちが出産まで 10 万円以上かかるお金の心配をしないで定期健診を受けることができました。大変喜びの声が私のところにも寄せられております。

しかし、この制度は期間限定でありまして、このままでは来年度からこの制度は廃止ということになります。14 回受診に国が動いた背景には、お金がなくて妊婦健診を受けられない、そのことのための事故が相次いだことにあると思えます。国の方針が明確でなくても、一歩も二歩も前進したこの制度の後退は、市民感情からしても許されないと考えます。



この質問に対しても前の議員の質問に対し、市長はやめられないようなお返事をしていたような感じがします。これも改めて、明確に続ける、あるいはどのぐらいの方向性に行くというようなことを御返事いただきたいと思います。

次、3番目の質問です。市立図書館の整備についてお聞きいたします。

本市の図書館には20万冊に近い図書が蔵書として市民の利用に供されてございます。図書がふえることは喜ばしいことではありますけれども、同時にきちんと保存できる書庫も整えていかなければなりません。現在使われている地下書庫は既に満杯状態であります。図書館職員の工夫と努力で何とかやりくりをしながら蔵書管理をしている状況にあります。しかし、それも今や限界のようでございます。

そこで提案ですが、地下の書庫と隣り合う、扉1枚隔てた移動図書館車の車庫を書庫として整備、利用してはどうかというものです。早急に検討すべき時期ではないかと思いますが、お答えをお願いいたします。

図書問題の(2)として、司書を専門職として採用されたいというものです。

平成11年度に立てられた多賀城市立図書館基本計画では、大きな項目の2として、図書館の課題とございます。そして、その中には、いろいろ掲げた中に、有資格者を中心とする職員体制の充実というものがああります。その中では、「多賀城市立図書館の指導体制は、有資格者が少なく、ほかの職員も図書館経験が浅い状況であり、図書館業務の大きな部分を占める利用者からのレファレンスなどにも十分な対応ができない状況である、今後ますます情報の多様化が進展し、市民の図書館サービスに対する要望も高度化・多様化してくることが予想され、これまで以上に専門的な知識が求められるようになってくる状況であり、有資格者の配置や職員の質的向上を図ることがこれからの課題となっている」、こういうことを言っております。

ですから、みずからの計画でこのように言いながら現状はどうかと見てみますと、職員数、常勤10人のうち2人の司書の方がいらっしゃいますが、ベテランの司書のお1人は今年度で退職でございますから、1人ということになります。それから、非常勤パート16人、この中で司書の資格が11人ということでございますけれども、このうち4人ほどは学校図書館に司書として行っているようでございますから、図書館にはその残りの人たちがいるということになります。

状況は、基本計画を立てた年から余り変わらないのではないのでしょうか。計画に沿って、司書を専門職の正規職員として採用を進めていくべきではないのでしょうか。お答えをお願いいたします。

次、4番目です。最後の質問は、各種ワクチンの公費助成についてお聞きいたします。

発言通告の(1)は、平成21年第4回議会で私が取り上げておりますので、詳細は省きます。高齢者に向けた肺炎球菌予防ワクチンと子供の細菌性髄膜炎、主にヒブ球菌に対する予防のためのワクチンの公費助成について、その後の検討はどのようになっているか、お伺いするものであります。

それから、(2)は、子宮頸がんワクチンの公費助成について伺います。この質問も今回、前の議員がしてございましたけれども、改めて私からも訴えたいと思います。

子宮頸がんは、幅広い年代の女性がかかります。最近、20歳代の若い女性の中に急増し、乳がんを抜き、発症率が一番高いがんとなりました。年間1万5,000人が新たに感染し、

初期は症状がなく、進行すると子宮摘出手術が必要となり、妊娠や出産に影響を及ぼし、年約 3,500 人も女性が亡くなることにつながっていると言います。

この子宮頸がんは、性行動を始める前の 10 歳代の女性がワクチンを接種することで、その感染のほぼ 100%を防ぐことができます。これまでは検診による早期発見ががんによる死を防ぐ方法でしたが、がんを予防できるという画期的なワクチンでございます。日本でも厚生労働省が昨年 10 月このワクチンを認可し、接種が始まりました。ぜひワクチン接種を進めていただくように前向きに検討していただきたいということをお願いいたしまして、1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤議員の御質問にお答えいたします。

第 1 点目の住宅リフォーム助成制度創設についてでございますが、先ほど根本議員に回答したとおりでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、妊婦健診 14 回受診のための助成継続についてですが、二つの御質問は関連していますので、一括してお答えいたします。

妊婦健診は、妊婦や赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行うもので、平成 21 年度から健診回数が 5 回から 14 回にふえておりますが、6 回目から 14 回目まで 9 回分の健診費用の 2 分の 1 が県補助金となっており、昨日の昌浦議員への答弁でも触れましたとおり、現時点では、来年度以降の補助については不透明な状況であります。しかしながら、妊婦健診は本市の少子化対策の根本でもありますので、現在の水準を維持することを基本といたしますが、その財政的負担は決して少なくありません。したがって、現行の補助制度が継続されるよう国、県に強く要望してまいりたいと思っております。

次に、市立図書館の整備につきましては、教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

最後に、ワクチンの公費助成についてお答え申し上げます。

初めに、高齢者への肺炎球菌ワクチンと子供へのヒブワクチンの予防接種の検討についてですが、平成 21 年第 4 回定例会における佐藤議員の一般質問に、任意接種であるために健康被害が生じた際の補償面、あるいは安定供給などの面で問題もあり、国等の動向を注視したい旨の回答をしておりますが、その後も状況は変わっておりません。

そのような状況の中で、全国的にはこれらの予防接種に公費助成を始めた自治体も大分出てきたことは承知しておりますが、厚生労働省においても、これらのワクチンを含め、現在任意接種となっているワクチンの定期接種化の検討が盛んに進められているようですので、国が責任を持つ予防接種として実施できるよう、国の動向や県内の状況を引き続き注視してまいります。

次に、子宮頸がんワクチンの公費助成についてですが、このワクチンも、ただいまのヒブワクチン等と同様の問題がございます。昨日の米澤議員の一般質問にも答弁いたしましたとおり、大衡村を初め全国で助成の動きが出てきていることは承知しておりますが、現時点

では、国、県、各市町村の動向にさらに注意を払い、関係機関等との情報交換に努め、子宮頸がんの予防にどう取り組むかの検討を深めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

市立図書館の整備については、私の方から御回答を申し上げます。

まず、市立図書館の書庫の整備に関する御質問でございますが、昨年の第2回定例会及び第3回定例会で藤原議員の一般質問にもお答えをいたしました。が、書庫スペースが手狭になっており課題となっていることは、私も認識しているところでございます。

今回、移動図書館車の駐車スペースを書庫として整備してはという具体的な御提案をいただきましたが、今後の施設耐震改修とあわせ、十分検討してまいりたいと考えております。

2点目の、専門職としての職員採用枠に司書を加えられたいという御質問にお答えを申し上げます。

司書は、専門性の高い職種であることから、豊富な実務経験を有していることが望ましいことにつきましては、全く同感でございます。しかし、司書を専門職として採用した場合、市立図書館が1カ所だけという現状の中では、退職するまでその場での勤務ということになります。現在、職員の中には司書の資格を持ち、図書館勤務を経験している職員が複数いることや、近年採用した職員の中にも司書の資格を持っている職員がいることから、専門職の採用は行わず、司書としての研修や実務経験のあり方など、十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

1番目の質問は、やるという方向で受けとめていいんですね。

1回目の質問でもお聞きしましたけれども、いつごろをめどにしてやりたいのかということが、さっき御返事ありませんでした。ぜひ御返事を承りたいというふうに思います。そのうちやるというのでは困るんです。今すぐやっていただきたいというのが業者の方たちの思いです。例えば、ことしになってから1回ぐらしか仕事がないという内装屋さんや、「昨年2月に新築にかかわったきり仕事ないんだよね」という工務店さんの話。その方は6人いた社員を2人に減らしたとか、先月だけに2回しか仕事しなかったという左屋さんとか、いろいろな人がいます。こういう人たちのためには、本当に今すぐ仕事を起こせるような仕組みを政治としてつくっていただかないと困るんです。

議員のお手元に、さっき根本さんが質問されて市長が前向きな答弁をしたので私も力を得まして、プリント、ちょっと字が小さくなって見にくいかなと思うんですが、プリントをお

渡ししました。全国で展開されている住宅リフォームの助成制度の報道です。全国 154 自治体でやっていて、中でも秋田は大変大きな成果を上げている。この間、4 月だかに始まった宮古では、20 万の工事に半分、10 万円出すと。これは景気対策の側面もあるんですけども。そういうことで、業者さんがまちじゅうを走り回っているという状況があるそうです。

お金を市では追加で出さなければならぬわけですが、仕事がたくさん出てくるということはお金が市中に回るということにもなりますので、ぜひ早いうちに検討しながら結論を出していただきたいと思います。市長がどこの時期に目標を立てているか、改めてお聞きいたします。

それから、2 番目、妊婦健診です。やめるわけにはいかないだろうなという思いでいるというようなことをちらっと昌浦議員の質問のときにお聞きしたような気がするんですが、そういう流れで受けとめさせていただいているんですけれども、私、すみません、うっかりしました。(2) の質問で、国、県がやらないときには市独自でも工夫をすべきというふうに通告して、市長は 1、2 と合わせて御返事をいただいたんですけれども、市にとって負担が重いとは思いますが、ここを継続していくことが、頑張ることが、国の制度も応援することになるかと思っておりますので、ぜひこれも「やる」という答弁を改めてお聞きしたいと思っております。

それから、3 番目です。図書館は、耐震改修とあわせて検討したいみたいなお話をされましたけれども、耐震改修はたしか 27 年です。というのは、遅い。それまで本はどうするんですか。これを待っていたら、本はふやせない状況になります。ぜひ急いで。来年、新しい自動車も来るわけですけれども、あそこ、本当にいい場所なんです。書庫と扉 1 枚で隣合わせていて、出入り口もありますし、建物自体も頑丈で、そのまま扉をつけて、ちょっと内装をすれば書庫に使えるという状況がありますので、そこに書庫をぜひ増築する、改修して増築するというのを急いでやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それから、(2) の司書を常勤職員としてということで、とりあえず来年お 1 人、超ベテランの司書さんがおやめになるということで、残りお 1 人になる。それでは回らない。余りに回らなさ過ぎるというふうに私も思います。臨時職員の方は出たり入ったりすることでは、やっぱり事業に継続性を持つ、多賀城の図書にきちんと責任を持つ立場で継続的に考えられる司書という職業の人たちを安定的に複数、たくさん置くということが、多賀城の図書館にとって本当にベターなことだというふうに思います。図書館の雰囲気づくりも、そういう方たちとの話し合いの中で出てくるのだと思います。

巨理の図書館にこの間行ってみたんですが、駅舎の上であって、すごく雰囲気がいい。みんなが、本当に老若男女、若い人から高齢のおばあさんのような人たちまで、リラックスして本を利用していました。ああいう感じは多賀城の今の状況では望めないですけれども、そういう雰囲気をつくっていくということについても、図書司書の役割は重要なことだと思いますけれども、改めて……。当面、来年やめられた方の補給等の問題もありますし、ふやしていくという方向の御答弁をもう一回お願いしたいと思っております。

それから、4 番目、国の動向、県の動向を見ながらワクチンの助成については考えていきたいということですので、ぜひ注視を怠らないで、他の行政におくれをとらないような働き方をしたいと思っております。

それから、子宮頸がんのワクチンについても、なかなか難しい状況ではあるかと思っておりますけれども、前向きな方向で進めていきたいと思っております。

改めて、この子宮頸がんのところは、10代の若いころからの、性に関心を持つころからの学習も大事だというふうに言われております。ワクチンを注射するだけでなく、性に関する学習も子供たちに対して強めながら、将来のリスクをなくすような、そういう働きかけをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

4番は再答弁はいいですけれども、1、2、3とよろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1番目の住宅リフォーム助成制度の関係ですけれども、建設職組合ともよくよく相談しながら、またこれは財政的にもいろいろお金も必要なことでございますから、その辺も相談しながら、いつがいいのかということを考えていきたいと思っております。

それから、2番目の妊婦健診でございますけれども、先ほど私答弁しましたように、妊婦健診については、現在の水準を維持することを基本といたしますということを申し上げました。今までずっと14回やってきて、まさか県がやめたからと。ただ、県がやめることによってプラス2,000万円、全体で7,000万円ほど市が単独で負担しなくてはいけないという重みは、大変なことになるのではないかなという思いでございますので、重々その辺のことも存じおきいただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

図書館のことについて。図書館は「知の憩いの場所」ということで、非常に大事なことは当然であります。

車庫を書庫にという具体的な提案ではありますが、教育委員会で各般にわたってのいろいろな施設の整備もありますし、認識をしておりますので、今のところは耐震改修と合わせてという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

なお、2点目の司書の職員の採用であります。現在、図書館には常勤職員の中に2名、非常勤職員に11名おりますが、庁舎内に司書の資格を持つ職員が8名おります。それから、司書補が2名おりますので、この研修とか経験の積みせ方とか、そういうものを勘案しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

わかりました。1番については、いろいろ相談しながら市長もやっていきたいということでお返事をいただいたと認識をしておりますので、できるだけ早いうちに取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから、2 番目は、お金も莫大なお金がかかりますので、これは経営的な工夫がうんと必要だと思えます。ぜひそれも 14 回という回数を減らさないで、どういうふうに継続させていくのかという智恵の出どころですから、よろしく願いいたします。これもあわせて本当によろしく願いします。

それから、図書館ですけれども、耐震改修 27 年待っていたのでは、本当に遅いんです。待たないでどうぞ、それも頭の中に入れておいて、27 年待たないで、ぜひ近々やっていただきたいと思えます。

それから、司書の件ですけれども、正規の司書が減るということは事業の継続性に差し障りが出てこないんですか。今一般職で司書資格を持った人が 8 人いるということでは、その人の意向ということもあるでしょうけれども、司書として働きたい人と働きたくない人といういろいろいると思えますけれども、司書という仕事を専門職として、保育所であれば保母さんとか、病院であれば医師とか、学校であれば先生とか、そういう専門職としてとらえて、そこで力を発揮していただくということが図書館にとってはうんと大事なことだと考えるんです。ぜひそのところをきちんととらえていただいて、新しく雇えないのであれば、司書の資格を持っている人を図書館で働いていただくようにするとか、そういうことで、非常勤とかパートの部分で司書の方を幾ら置いても、それは事業の継続にはつながらないということを申し上げて、残念ですけれども終わりますので、その点だけ答弁を教育長、お願いします。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

お話のとおり、継続性、あるいは中身の熟知とか専門的なということは、当然であります、図書館運営において。ただ、庁舎内……、今すぐと言えば、じゃあその役目はどうなんだということも一言あるかとは思いますが、そういう職員がおりますので、今後とも経験の積みせ方、研修のあり方、そんなことを検討しながらやっていきたいと思えます。以上です。

○議長（石橋源一）

次に、6 番金野次男議員の登壇を許します。金野議員。

（6 番 金野次男議員登壇）

○6 番（金野次男議員）

私の質問は 4 点でございます。

1 点目は、大規模災害についてでございます。

岩手・宮城内陸地震発生から 2 年が経過し、被災地の復旧・復興はまだ続いておりますが、現在も栗原市の仮設住宅で 30 世帯 81 人が暮らし、将来の不安、先の見えない生活がまだまだ続いております。

また、本年 2 月 27 日、チリ中部沿岸を震源とする地震で、本市においては初めての津波警報、避難勧告、避難指示で、市民 664 名が避難、市長以下関係機関方々の対応で人的被害、物的損害もなく、後世に残る教訓が得られたことと思えます。

その教訓をもとに、先般、災害時避難所運営マニュアル、避難所運営の全体の流れから避難所内の各部の役割まで、関係所管の努力により早急に作成したことには敬意を表します。

さて、6月と言えば、県の防災の日。各市町村では着眼・重点項目を見出し、防災訓練が行われています。本市でも市民防災意識を高め、市民の安全・安心及び生命・財産を守るための政策、地域防災計画の見直しもしっかり取り組まれ、5年に1度の多賀城市大規模地震災害訓練、防災関係機関と市民が一体となった訓練が、天候にも恵まれ、総計1,850名が参加し、13日、多賀城駐屯地内グラウンドを主会場として行われ、所期の目的を達成した直後、13時32分ごろに福島県浜通り地方を震源とする地震。県内でも震度4を記録し、大きな揺れを感じた。撤収していた関係職員は、訓練と本番の切りかわりの速さ、緊張感が、あの時見て、肌で感じられました。

本訓練の準備段階から撤収まで私は見ていましたが、私が疑問に思った一部を申し述べ、市長の所見を伺いたいと思います。

一つは、避難所開設・運営訓練、せっかくチリ地震の教訓を生かして作成した災害時避難所運営マニュアルに基づき、現地班の配置でなぜやらなかったのかということです。避難所の内部配置は、今までの防災訓練より一段と改善されていました。各装備品や部品の展示、特に災害時要援護者の高機能仕切り。大規模災害時は家の崩壊やライフライン寸断などで、どうしても避難所などで生活することになりますが、この生活の中で多くの問題が発生します。その中の一つとして、個人のプライバシーの確保です。今回展示した半坪、1坪ぐらいのパーツ、高機能仕切り。家族、人数に合わせた自由な組み合わせ。保温性、耐久性にもすぐれた備品。生活するために肉体的・精神的な健康を維持するための備品は、展示だけでなく、実働訓練をやれば、さらに効果があったと私は思います。

二つ目に、炊き出し訓練です。私は、炊き出し訓練及び配給訓練であるべきだと思います。婦人部団体の協力で予定どおり炊き出し訓練が完了。避難者に対してはおにぎり支給は確実にやっておりました。今後考えてほしいのは、訓練では一定の地域内でございますが、本番ではどうでしょう。例えば現地班やボランティア、消防分団等の陰の方々をしっかりと掌握し、また区分して一覧表作成。給食をとりに来らせるのではなく、本部班給食担当員で手当てして、現地の状況を確認しながら届けるのが行政の役割ではないかと私は思います。今回も、支援していただいた一部の給食の漏れが生じております。

本市においても必ず来襲するであろう宮城県沖地震に対して、市長が閉会式で「本日の訓練状況を十分検討し、今後のさらなる防災体制の充実に努める」と申し述べました。教訓に改善を重ね、市民の生命・財産、安心・安全なまちづくり対応をどのように考えているのかを伺います。

2点目は、中小企業雇用対策についてでございます。これは、行政発注公共工事の本市最低制限価格の設定基準と発注した公共工事、3年間のうち市内業者が受注した割合について伺うものでございます。

建設投資の急激な減少によって、深刻な過剰供給構造により公共工事等の入札においては過当競争により落札率が低下し、最低制限価格付近での落札が増加しているとの報道がなされております。このことにより、工事の安全管理面へのしわ寄せや企業の倒産の増加など、経済・雇用情勢が一段と厳しくなるとともに、建設工事の適正施工の懸念も考えられている状態です。

国土交通省では、地方自治体でダンピング防止対策として最低制限価格の引き上げや予定価格の事前公表などをまとめ、その結果、秋田県など15自治体が低入札価格基準の価格と最低制限価格の引き上げを実施しており、また8自治体が予定価格を事前公表から事後公

表に変更しております。同省は、平成 13 年 2 月 16 日から施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく要請で従来以上に強く予定価格や最低制限価格の事前公表をやめることを要請し、自治体のダンピング対策の強化を求めています。

現在、宮城県においては、低入札価格調査の基準価格と最低制限価格の引き上げを実施し、また仙台市においても低入札価格調査の基準価格を事前公表から事後公表に変更する動きがあると伺っております。

本市においては、平成 9 年 4 月 1 日から施行された「競争入札参加者の資格を定める基準」により格付された入札者に対して、平成 19 年度に 70 件、20 年度に 77 件、21 年度に 110 件、総計 257 件の建設工事等の事業が発注されております。257 件の事業には設計業務や入札不調の件数も含まれていることから、建設工事の事業件数は約 200 件、工事金額にして約 46 億円相当の発注が推測され、地元企業に還元されていると私は思われます。

私は、近年、本市は他市町村と比較して地元企業関係者全般に潤いが出始めていると考えるが、最低制限価格等は、国の考え方や他市町村の状況などを踏まえると、予定価格の 85% 程度の水準が妥当と考えます。本市における発注工事の最低制限価格の設定水準と過去 3 年間の市内・市外の件数、金額及び割合について状況を伺うものでございます。

3 点目は青少年健全育成についてでございます。

昨年 6 月議会で、平成 20 年度から中学校授業に剣道・柔道・相撲等、また地域の特性になぎなた・弓道が必修化、実施に向けて取り組みを質問しました。教育長の回答は、学校には柔道を取り入れている、学校と相談します、部活の新設についても学校と相談します、再質問にも進展しない答弁でした。再度、気合を込めて、私の思いと、施設、指導者、用具対応について質問いたします。

私は学校もろくに出ていませんが、簡単に言うと、学問も武道も伝統的には道であると思っています。道というのは人生設計、目的・目標に向かって進むためにあるもので、それに向かって日々努力しようということを自負している 1 人でございます。子供たちの安全かつ円滑実施をするためにも、指導者の養成、用具等の整備は欠かせません。武道場の整備も安全性を確保する上では欠かすことはできません。子供たちが心身ともに健やかに成長することはだれもが願うことであり、今こそ青少年健全育成は重要課題として真剣に取り組まなければならないと考えます。

また、学力の問題は、私は学校における授業の問題でなく、生活習慣や自然体験、道徳的判断力なども関連しております。「人格を磨けば学力は向上する」を耳にしますが、私も同感であります。

武道必修化に向けた条件、施設、指導者、用具等の条件整備、三つ考えられます。①施設対応について、武道場整備について充実なされているか。②指導者対応について、武道を指導できる教員や指導者の確保がどうなっているか。③用具対応について、関係備品の充実はどうか。以上、3 点の課題、現在までの教育長の考えと中学校との協議の結果を細部にわたり、回答をお願いします。

次に、弓道場の質問に入ります。

質問の趣旨、内容は昨年 6 月定例会と同じですので、質問は簡単にします。

本市 4 校の中学校、武道部活は、柔道は 2 校、剣道は 4 校、弓道は 3 校です。本年の弓道の中体連、6 月 5 日・6 日、2 日間かけて市営弓道場において 99 名参加し、熱戦の中、団体、個人戦が行われました。入賞者は今後県大会に向けてけいこに励み、昨年同様、好成



績を期待する1人として、なぜ二中にだけ弓道部がないのか。これは、多分、少子高齢化、指導者不足、他の部活の廃部も考えられるが、部活一つに対しても教育者は真剣に取り組んでいただきたい。文部科学省安全安心学校づくり交付金、国庫補助50%、地域活性化公共施設臨時交付金45%、計95%の補助、なぜこの補助金の活用を本市は使用しないのか。第二中学校の弓道場新設に関しても、これまでの話し合いの内容の結果を詳細に、そして新設に向けての回答をいただきたい。

最後に、市営住宅事業についてでございます。

公営住宅について、県営、市営を問わず、公営住宅法、国民生活の安定と社会福祉の増進に基づく整備、供給がなされております。当該法律が設定された26年当時の情勢では国民全体に対する住宅供給が喫緊の課題とされておりますが、設定後、60年近く経て、現状は民間による住宅供給がなされており、本市においても相当数の民間賃貸住宅が、県の平均約30%を大きく上回り37%の高水準でございますが、建設されております。また、一般的な住宅施策として公営住宅の占める割合は、市営住宅7団地317棟、県営住宅5団地413棟となっております。

一方、年金生活者、ひとり親、父子・母子家庭、また昨今の経済危機等さまざまな事情から経済的に弱い立場に置かれる方々に対する居住確保という点から見ますと、公営住宅の今日的意義は、どちらかというとは私は福祉的側面が強いのではと考えられます。

本市のネット上で、多賀城市第四次総合計画において既に健康で安心して暮らせるまちの中に公共賃貸住宅を位置づけております。これは、一般住宅施策から一步踏み出し、市民の実情を踏まえ、福祉的側面に着目した位置づけとして非常に評価するものであります。

さて、公営住宅の整備は国土交通省の所管である政策の一環であり、県土木部との連携を図りながら推進する関係を持って、本市においても建設部都市計画課で公営住宅事務を所管しておりますが、福祉的側面から入居を希望する多くの待機者がいること、また市民の生活の場として日々さまざまな相談や要望等が寄せられている事情を見ますと、市民にとってわかりやすく頼れる窓口であってほしいと望むものです。

そこで、今後も公営住宅に関する業務の効果的・効率的な業務の推進と市民にとって頼れる窓口であってほしいとの願いを込めて、さまざまな事情を抱えた市民からの相談を受け付けている保健福祉部との連絡調整及び今回のような建てかえ・大規模改修等を担当する総務部管財課との連携が図られているのか。また、アウトソーシングなども選択肢の一つだと思います。わかりやすい窓口へ向けた簡素化について検討されているか伺います。

以上で終わります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

金野議員の御質問にお答えする前に、先日13日に開催いたしました本市の総合防災訓練につきまして、陸上自衛隊多賀城駐屯地を会場に防災関係機関や地域住民1,850名の参加をいただき盛会裏に開催できましたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

それでは、金野議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の避難所開設訓練についての御質問ですが、2月のチリ地震津波の教訓を踏まえ、今回の訓練では、地震とともに津波が発生したという想定で訓練を実施いたしました。要援護者の実働による避難訓練はできませんでしたが、大代地区の住民は津波避難ビルへ一時避難し、その後、大規模指定収容避難所として設定した自衛隊体育館へ移動避難するという計画に基づき行動しており、津波時における避難方法について住民に周知することができたものと認識しております。

また、要援護者や特に女性に配慮したテントやトイレの展示、段ボールによる間仕切りなど、プライバシーの確保に対応した内容を織りまぜることができたほか、エリア配備職員の避難所担当の訓練として、避難所の点検、開設、避難者カードの作成までを行うなど、これまでより踏み込んだ訓練を実施することができました。

2点目の炊き出し訓練ですが、実際に災害が発生した場合は、住民の避難状況を現地班や消防団の報告に基づき避難している避難所を確定し、支援物資等の配付を行っていきたくと考えております。

第3点目の今後予想される宮城県沖地震への対応についてですが、近年大きな地震が頻発に発生している状況から、住民の方々も防災に対する意識変化が見られ、各地域においても積極的に防災訓練や防災講話などを実施し、住民の防災意識の向上を図っております。市といたしましては、地域防災リーダーの育成や防災訓練などに積極的にかかわり、住民のさらなる防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

先ほど最後の方で金野議員から、総点検を図ってみたいかどうかというふうな話もいただきました。もう一度振り返ってみて、各ポジション、ポジションのチェックをしながら、総点検を図ってまいりたいと思っております。

私の答弁で少し答弁漏れがあるかもしれません。2問目にでもぜひ御指摘いただければと思います。

次の中小企業雇用対策についての御質問ですが、最低制限価格制度は、工事の請負に係る競争入札において一定の基準価格を下回った入札があった場合であって、その工事の品質が低下するおそれがあると認められるときは、その入札を失格として排除する制度で、地方自治法により認められている制度でございます。当市における最低制限価格の設定水準は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会における工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルが示している範囲内の割合で、契約ごとにその都度設定しております。

また、工事の品質の評価指標である工事完成検査における評定点の平均につきましては、平成19年度が71点、平成20年度が71点、平成21年度が75点であることから、価格の低廉による不適性な履行はないものと判断できる結果となっております。

次に、本市が発注した建設工事のうち市内業者が受注した割合ですが、議員の御質問のとおり、平成19年度から平成21年度までの3年間の合計で199件中192件、受注比率が96.5%、契約金額総額では46億5,623万円、金額比率では94.7%が市内業者の受注結果となっております。

次の青少年健全育成については教育長から答弁させますので、御了解いただきたいと思います。

最後に、市営住宅事業についての御質問でございますが、現在、建設部都市計画課の職員2名が専任で施設の企画、調査、維持管理、入居者の決定などの業務に当たっております。住宅政策の観点から、国では国土交通省住宅局が、宮城県では土木部住宅課が窓口になっ

ているのを踏まえ現行の体制になっておりますが、入居者などからの相談や要望への対応、施設の維持管理に万全を期する上でも、これまで同様、関係部門と連携してまいります。

また、第五次総合計画に合わせて実施する組織改変では、わかりやすい窓口とするためのワンフロアサービスも視野に入れ検討してみたいと思っております。先ほど金野議員から福祉的な傾向が強いというふうな、これはさまざまな相談や要望が多いこと、頼れる窓口となってほしいというお話が金野議員からもございましたけれども、私もそのとおりかなという思いでございます。その辺のことも加味しながら、市民に入っていただきやすい部門としてどうあればいいかも検討していきたいと思えますし、それからメンテナンス関係ですが、これは県の方ではビルメンテナンス会社との連携なんかもしているところもあるようでございます。ただ、これが多賀城市独自だけでやるかという、多賀城市独自だけではなかなか難しいのかなと。やるとしたら、ある程度民間会社に頼んで、例えば2市3町一緒に連携してそういうところに頼むという方法も、あるいは将来的には可能になっていくんじゃないかなというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○議長（石橋源一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

3点目の青少年健全育成にかかわることについて、私の方から御回答を申し上げます。

まず、1点目の武道が必修化されることにおける条件整備についてでございますが、平成24年度から完全実施となる新教育課程において武道が必修化されることは周知のとおりでございます。現在、市内四つの中学校で柔道を選択しておりますが、今後も主として柔道を継続する予定であります。

必修化に向けた条件整備の一つ目、施設につきましては、既に各中学校に武道場が整備されており、環境は整っております。

二つ目の指導者につきましては、各学校に柔道やほかの武道の有段者が在籍しておりますことから指導が可能となっておりますが、万が一、指導する教員が不在となる場合においては、例えば武道連盟に御協力を依頼することも考えております。

三つ目の用具につきましては、今年度、用具費として各中学校に30万円を予算化いたしております。

教育委員会といたしましても、武道必修化に向け万全を期して対応してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、第二中学校の弓道場新設につきましては、昨年の第2回市議会定例会以降、第二中学校と協議した結果について御説明申し上げます。近年、生徒数の減少により、従来行われていた部活動が削減されていく中、新たな部活動を創設することは現在活動している部活動への影響が大きいこと、また今後生徒数の増加も見込めないことから、現状での新部創設につながることは難しいとの結論に至りましたので、御理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6番（金野次男議員）

まず、1点目の大規模災害ですが、昨年の決算委員会で、5年に1回の防災訓練は次どの辺でやった方がいいか、私は提案しました、加瀬沼公園か中央公園、または公の施設、自衛隊の施設ではないかと。自衛隊の施設でやって大変私はよかったと思っています。なぜかという、5年前、桜木の仮称七小グラウンドでやったとき、桜木の住民の方々には聞いたならば、かなりの駐車があそこの住宅地に来て、警察が動いたと。今回はそういうのがなくて、1件も駐車場関係はなくてよかったなと思って。次の5年後は、加瀬沼にするかどこにするかは、また再度質問させていただきます。

また、1点目は高機能パーツ、これ市長、確認したですか、現地。体育館の中。していない。では、よく担当課長の方から聞いて、今回の展示は今までにないくらい御立派でした、はっきり言って。それに基づいてやったものですから、これはすごいなと思った。そういうのをしっかり確認して、今回そのパーツを、うちにはないわけなんだけれども、何であそこに展示したのかちょっとわからなかったけれども、その辺、後で担当課長の方から私は聞きます。それが1点。

2点目は、炊き出し訓練及び配給訓練です。配分。要するに、炊き出し訓練は地元の婦人部の団体さんの方々が自衛隊の炊飯器で炊いたやつをおにぎりにしてパックに詰めて段ボールにやる、そこまではいいんですけれども、それ以降、ある程度、体育館に来た人たちにはちゃんと配給しているんですが、あとマイク放送で、もらっていない方はとりに来てください。大地震のときは、そういうことはないと思います。当局の本部の方々、また給食要員というのをここにちゃんとうたっているんですね、そういう方々が現場、現場を確認して、それに基づいて、ここの現場はこういうのが足りないんだ、いいんだ、そうやって、本部の人が届けるべきだと思っています。これは私から注意喚起をしておきたいと思いません。

次に、企業問題ですが、ちょっと最近の新聞を紹介しますと、宮城県はことしの2月、入札契約制度を改正し、調査基準価格をこれまでの予定価格の84%から89%に引き上げ、平均落札率は84と出ています。また、先般、栗原市にでも、業務委託入札最低制限価格は7月から拡大すると発表し、ダンピング受注や下請のしわ寄せの防止、労働者の賃金水準の確保などを目的にうたっています。そして、お隣の利府町では、今回の定例会で1,000万円から3,000万円、そして30万円以下のやつは指名業者じゃなくても商工会等に入会しているのであれば当局から随意で契約していただける、そういう情報が入っております。その辺も市長、検討して御回答をお願いします。

次に、教育長、お待たせしました。今、1年後に私は質問しますと言って、各学校とも見て、武道施設も見せていただきました。そして、当局、教育長、教育部門と学校との話し合いもやるやっっているのは承知しました。そして、施設については、私もオーケーだと思います。

ただ、なぜ柔道。こう見ると、柔道は2校が部活はないんです。これは教育長も御存じのとおりだと思います。2校が部活がないのに指導者がいる。もし指導者がいれば、その指導者は優秀で野球やっているかバスケットやっているかわかりませんが、1人でも柔道を教えるべきだと思うんです、私は、柔道に関して。そういうのがありますので、今後、今回の予算で40万円相当の柔道着の予算は使っているんですけれども、それに対して教育長、柔道、そのほかのことは何か教育委員会の方で考えられなかったんですか。柔道一本

でいったのか、それとももっとほかの武道があるから、それも検討してみようとか、そういう案があったら御答弁をお願いします。

次、市営住宅。今市長からワンフロアサービスとかメンテナンスとかありましたけれども、私は、将来を見据えた住宅ストックのあり方として、従来の手法にとらわれず、今回高橋地区の借り上げ住宅という手法の選択に至ったことは評価する。本当にすごいです。さらに一歩進んで、より一層の業務の簡素化及び市民にわかりやすい窓口を考えたとき、例えばですよ、市長、例えばの話だからね、地元企業等によるJVなどへ事務一括委託というのは検討なされているのか。そういうものを検討すべきじゃないかと提案しますが、その辺の御回答もお願いします。

以上、全部1点ずつ御回答をお願いします。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

炊き出し、とりに来てくださいということですね。（「とりに来てくださいはだめだ」の声あり）だめだということですね。わかりました。それも最終的には総合チェック、一回かけてみたいというふうに思っております。

それから、2番目の入札関係のことは副市長から答弁させます。

4番目の市営住宅の関係でございますけれども、地元とのJVという話ですけれども、それも可能かというふうに思います。いろいろ検討してみたいというふうに思っておりますので、御了解いただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

それでは、2点目の公共工事の発注状況について御回答申し上げたいと思っております。先ほどの質問の中で、県の方の最低制限価格を84%から89%に引き上げた、平均落札率が84%という御質問でございました。これは、多賀城市の場合ですと、先ほども市内の業者の方々への発注率、これは95%を超えている状況です。そうすると、すべて参入する方は地元の方々だけなんです。ほとんどが。よそさんでそういうことをやっているのは、普通の一般競争入札をして、よそから多くの業者の方々が入参してきて、その中でダンピングを行う懸念があるから最低制限価格を上げているという実態がございます。しかも、多賀城市の落札率でございますけれども、ちょっと詳しい数値は手元にはないんですけども、おおむね90%を若干超えているぐらいの水準でございます。ですから、先ほどの県の例で84%というお話ございましたけれども、多賀城では90%を若干超えている程度、そういうことでございますので、適正な運用であろうと思っております。

それから、参考までに、これは過去の話になりますけれども、以前にポンプ場の入札のときに大手の電機の会社が入札をしまして、最低制限価格にかかって失格した事例がございます。そのときにも議会からは、それが果たして適切なのかという御指摘もいろいろござ

いましたので、我々としては今の最低制限価格の水準があくまでも適正なものだというふうに認識をいたしております。

それから、入札の参加できる業者の方々の制限でございますけれども、利府町では1,000万円から3,000万円に対象工事の額を引き上げたというお話もございましたけれども、多賀城市でも、例えば昨年あたりですと地元からの物品購入、テレビであったりいろいろな物品を購入する際に、市内の各関連する業者の方にもお話はかけております。そのときに、基本としては契約をしていただくんですから、いわゆる業者登録をしてくださいということをお話し申し上げています。その業者登録もそんなに手間がかかるものじゃないですから、所定の様式に記入して出してもらえばいいんですからという御案内もしておりますので、そういう手続ですから、していただくように我々としては今後ともそういう啓蒙はしていきたい。手続なしということではなく、手続は簡単ですから、していただくようにということでお話し申し上げているところでございます。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

金野議員の話の内容は、2点まざっております。一つは、教育課程内の武道、それから教育課程外の部活動というふうにありますので、教育課程内の、教育課程の編成権は校長にありますので、どの学校も立派な武道館を使って武道を全生徒がやることになっておりますので。ただ、どれを選ぶかというのは、学校の相談によってやる。主として柔道となっております。主としてというのはどういうことかということ、多様な武道に触れさせるということも十分にありますので、限られた時間ですが、柔道以外の触れ方もそれぞれの学校で工夫が凝らされているだろうと。ただし、柔道以外となってくると今度指導者となりますので、その節は金野議員、よろしく願いしたいなと思います。

それから、教育課程外の柔道、これは現在のところ、多賀城中学校と第二中学校しかありません。それでは武道館は全くあきっぱなしかというと、どちらの学校も剣道はあります。そしてまた、教育課程内の柔道は行われておりますので、十分施設は使われているということになりますが、生徒数がずっと多賀城は減ってきておりますので、部活が休部になったり廃部になったりというのがどんどん続いているわけですが、中には柔道の資格を保持しながら野球の監督ということでやっている教員もおります。これは教育課程外です。ですので、非常にやりくりしながら部活動についてはやっております。

以上です。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6番（金野次男議員）

今副市長の方から企業問題にるる、私もわかっていました。ただ、私、19年から21年までのネットのやつ、トータルをとったんです。そうしたら、19年がなぜ少なかったのかなと思って疑問点を持って見たら、担当部署に言ったら、丸山のポンプ場のポンプにかかったとか、なるほどなと思ったんですけれども。こう見ると、先ほど副市長が言いましたように、市内の業者には96%前後。これは、かなり潤っていると思うんです。今後このまま持続できるように私はお願いしたいと思います。

そしてまた、先ほど最低制限の割合について、中央公共工事の範囲内の割合だということは御理解を申し上げます。

ただ、この3年間のネット上のやつを見て、不調というのが6件も出ているんです、この中で。この不調に関しては、しかるべき人、だれでもいいですから、この6件についてどういう意味なのかお願いしたいと思います。

それから、教育長、我が武道連盟でも応援しますので。子供たち、先ほど根本議員は弱者の光と言いましたけれども、私たちは子供へ光ですので、応援しますので、お互いにこれからの多賀城市の子供たちのために、頑張ろうとは私は言いませんけれども、まず今回は教育長のいろいろな学校とのやりくりについて私は評価したいと思います。大変御苦労様でした。

以上です。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

御質問の内容が最低制限価格でございましたので、不調になったということは、これはむしろ落札価格に到達しない……。応札をして契約が成り立つためには、こちらで定めた入札価格よりも下回って、最低制限価格よりも上でないと契約が成立しないんです。不調だというのは、予定価格まで達していない、高かった札が多かったということで不調ということになっているんです。ですから、御質問の最低制限価格とはちょっと趣が違わないかという感じがいたします。

○議長（石橋源一）

それでは、ここで休憩をいたします。

再開は2時30分。

午後2時16分 休憩

---

午後2時30分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

14番相澤耀司議員の登壇を許します。相澤議員。

（14番 相澤耀司議員登壇）

○14番（相澤耀司議員）

私の質問は、通告書のとおり、第1に「ふれあい訪問事業」、高齢者ごみ収集対策についてであります。

先月、私たち公明党市議会派は福島市を視察してまいりました。その中で特に「ふれあい訪問事業」、高齢者に対するごみ収集対策について、とても感動いたしました。そもそも福島市の高齢者ごみ収集対策は、平成17年のときの市長選挙で市長がローカルマニフェス

トを掲げ、翌年から検討・調査を実施し、平成 19 年の 6 月から担当係を新設し、21 名の態勢、軽トラック 9 台でスタートした事業でございます。しかし、導入までの経緯はなかなか大変でしたが、結果的には人命救助や高齢者の方の生きがいなどの具体的なお手伝いできて、担当する職員はとても誇りを持っておりました。

アンケートや事前調査をした後、この事業に参加を申請したスタート時の対象世帯は 395 世帯でした。その後、同年の年度末には 153 世帯もふえまして、合計 548 世帯になり、翌 20 年度は 626 世帯、21 年度は 674 世帯と、確実にふえております。

月 10 回程度の定期訪問をし、ごみ回収によりましてごみ収集と高齢者の安否の確認を行っております。その結果、緊急対応での内容は、平成 19 年度は、宅内での死亡発見が 2 件、異状発見、救急車の手配が 4 件、平成 20 年度は、異状発見、親族に急行依頼 1 件、救急車の手配 2 件、平成 21 年度は、救急車の手配 5 件、異状発見や親族急行依頼が 3 件、その他体調を崩すなど訪問時の異状の情報を関係部署に提供し、ケアが必要な内容の検討を依頼したのが毎年 20 件以上でございました。

ちなみに、福島市の人口は、ことしの 3 月 1 日で 29 万 3,991 人です。多賀城市の約 5 倍です。高齢化率は約 23%でございます。

先日、多賀城市の第五次総合計画の説明がありましたが、10 年後の多賀城市の高齢化率は 25%との説明がありました。多賀城市に限らず、日本は確実に高齢化に進んでおります。多賀城市におきましても、ぜひこのような施策を実施していただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

第 2 の質問は、地方分権一括法についてであります。

平成 12 年に施行されました「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の運用に当たりまして、多賀城市ではどのような効果や実績があったのか、また問題点は何かをお伺いいたします。

地方分権一括法は、全部で 475 本の関連法案から成りまして、もっと地方の力を強くしようというねらいから設けられました。この目的から、同法は、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくすることでございます。

ここで、関連する事項について確認の意味で何点かをお話しさせていただきます。

まず、法定受託事務についてであります。地方分権一括法によりまして機関委任事務が廃止されました。機関委任事務とは、特に国の機関が地方の機関に指図して、あれこれ仕事をさせることを言います。これまで地方は機関委任事務をこなすのに追われていました。機関委任事務の量は非常に多かったようです。しかし、これでは地方は自分自身の仕事をする暇がありません。そこで、機関委任事務を廃止して、かわりに法定受託事務と自治事務という制度を新たに設けることにいたしました。

法定受託事務は、国が地方に委託して事務を行わせるものです。これまでの機関委任事務の性格を受け継ぐものですが、量とか項目数は大幅に少なくなっております。また、もう一つの自治事務は、自治体が主体となって行う事務でございます。

さらに、法定外普通税についてもお話しいたします。地方自治体は、新たに法定外普通税を設けることができるようになりました。法定外普通税は地方税法に規定されていませんので、法定外と言われております。これが自治大臣との事前協議制で新設可能になりました。例としては、皆様おなじみの宮城県的环境税でございます。



地方分権改革推進委員会は、伊藤忠商事の丹羽宇一朗会長を筆頭に7名で構成されております。平成21年12月11日に地方分権改革推進委員長の緊急声明が出されました。要旨を申し上げます。

第4次勧告。平成21年11月に出ています。直轄事業制度の改革に向け、国の直轄事業の範囲の限定、関係する国の出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う国費負担率の交付金の創設、地方自治体と事前に協議する仕組みの創設などについて、直ちに行程表を作成し、速やかに取り組むべきであるとした維持管理負担金は、本来、施設の管理水準を決める国が全額負担すべきであり、あいまいな修繕という概念を持ち出して、地方に負担を求める懸念が残る。政府は、維持管理負担金の廃止を明確に打ち出すとともに、改革に向けて直ちに行程表を作成することを求める。

これが緊急声明でございます。

以上、私にわかに勉強したところのものでございますが、多賀城市ではこの「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の運用に当たりまして、どのような効果や実績があったのでしょうか。また、問題は何でしょうか。市長にお伺いいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（石橋源一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

相澤議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の高齢者へのごみ収集対策についてであります。平成20年第3回定例会決算特別委員会と平成21年第4回定例会一般質問においても根本議員より同様の御質問をいただいておりますが、御紹介いただきました福島市での高齢者のごみ収集事業につきましては、ごみ収集を直営方式から委託方式へ切りかえた際に、ごみ収集に従事していた職員が高齢者のお宅へ訪問し、安否確認を兼ねてごみを収集する「福島市ふれあい訪問収集事業」を新たに立ち上げたようでございます。

御承知のとおり、本市では既に委託方式によりごみ収集を行っており、また個別収集ではなくて集積所ごとの収集を実施していることから、福島市で行っているような事業の導入は難しいものと考えております。

ただ、一方で、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯の方々には、日々の生活の中で何かと不安な面が多いことでもありますことから、生活状況や心身状態把握のための「お元気ですか訪問事業」や、また食生活支援、安否確認のための「高齢者等配食サービス」、緊急事態発生時に対処するための「ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業」など、その不安を少しでも解消するため、各種高齢者福祉サービスを実施しております。

御質問の集積所へのごみ搬出につきましても、介護保険による生活援助や日々の暮らしにおける軽作業の援助を行う軽度生活援助事業により対応が可能となっております。しかし、何にもまして、日ごろからの声かけや助け合いによる地域での支援、コミュニティーの広がりというものが、こうした課題解決への大きな力となるものでありますので、住民の方々が支え合える地域づくりのための後押しとなる施策というものを今後とも進めてまいりたいと思っております。

第2点目の地方分権一括法の問題点についての御質問ですが、地方分権改革につきましては、相澤議員御指摘のとおり、国と地方の役割分担の明確化、事務区分の再構成が行われ、多賀城市が自己決定・自己責任のもとで行っていく事務が拡大しております。こうした中、国、県と対等な関係になったこともあって、国からの通達や準則に依存するのではなく、法令等をみずから解釈・運用するとともに、限られた財源でよりよいサービスを提供するための行政改革を進めてきた職員の意識と行動の変革は、多賀城市にとっての成果・実績であると考えます。また、住民意思に基づく自己決定が行われるよう行政への参画の場面を数々設けてきたこともあって、市民主役のまちづくりが進んできたことも成果であると言えます。

現在、新政権のもと設置された地域主権戦略会議において、これまでの地方分権を新たに地域主権として議員の御紹介にもありました地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた改革を積極的に推し進めていく方向性がございます。今後、地方へ多数の権限委譲等が行われるものと考えられますが、それに見合った財源の確保がなされるのか、事務量の増加と職員数削減の指針との関係がどのように調整されるのかといった点が不透明であることが問題であって、これらの解決なくして地域主権改革の実現は難しいものと認識しております。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

相澤議員。

○14番（相澤耀司議員）

ごみ収集でなければならないということではないんです、私も。まさに、支え合えると今市長がおっしゃいましたけれども、支え合える地域、これは非常に大事だと思います。ただ、いろいろな中でよく市長が地域コミュニティーということをおっしゃいますが、地域コミュニティーといっても、大体区長さんとか何々委員という方は非常に忙しいんですけれども、そういう人たちが日常的にお年寄りとお話ができていくかということ、まだまだその辺は、事務量に追われているような感じが、私の主観ですが。ですから、私はむしろ、地域コミュニティーということのをこれから広げていくとするならば、お一人おひとりの命との触れ合いの方に重点を置いていただきたいと思うんです。むしろ、配布するものとか伝えることとか、そういう事務的なことは別な方式で考えた方がいいんじゃないかと私は思っているんです。

例えば、ある市営住宅に住んでいるお年寄りを私、訪問したことがあったんですけども、そうしたら、ことしほとんど人と会っていないので、言葉忘れてしまうんですと言うんです。会話がなくなりました。一日じゅう、朝から晩までテレビ見ていて、御飯もコンビニのやつが届けられるみたいなんです。ほとんど会話がなくなりました、言葉出でこないんです。しゃべりたいことあるんですけども、言葉出でこない。それは、まさに命の触れ合いが、時代の流れと言えればそれまでですけども、ほとんどなくなっているあらわれなんです。

ですから、福島市では月に10回訪問して、ごみよりもむしろ……。放されないと言うんです。収集に行くと。「あんちゃん、帰らないでください」と。こういう話も、ああいう話も。ごみなんかどうだっていいからという感じです。ですから、そこに担当の係長さんは、命を自分たちは守っているんだと誇りを持って話ししてくれました。

ごみというのは、どちらかという手段であって、本当に大事な命と命の触れ合いだということをごひいろいろな形でもって、市長、私の言わんとすることにこたえていただけるものだと思いますので、今後の推移を見守っていきたいと思いますので。

では、ごみ以外でこういうことを考えていることがあれば、お答えください。

それから、地方分権一括法の中で新政権で地域主権戦略会議が設けられたこともお話ありましたが、確かに、私にもわか勉強でしたけれども、この一括法、法律ができて10年たつと言っても、まだまだ現実には、明治以来からの上意下達の方式は変わっていないと思うんです、現実問題として。そうすると、市としては県の言うことを聞かなくてはならないだろうし、国の言うことを聞かなくてはならないだろうし、変わったといっても、今も市長がおっしゃいましたけれども、お金も来ないし。ですから、言いたいことがあってもなかなか言えないところもあるんじゃないかと思うんです。こんなに地方分権になったんだけれども、中身はほとんどなっていないところも多分にあると思うんです。その辺で、ぜひ議会とも連携をとって。当局ですと上意下達ですから言えないところがあると思うんです。議会というのは、その点、意見書も出せますし、それぞれの国会議員との連携もとれますので、ぜひそこは私は、これからのあり方として……。というのは、我々は、日々担当しているわけではないんです、事務量。ですから、一括法が変わったといっても、現実にどういうところが変わったかというのは、なかなかぴんとこないんです。ですからそれは担当している当局から教えてもらわないと。こういうところ困っているんです。言うだけで現実にはお金がさっぱり来ないんですとか。そういうことを相談していただかないと、我々がどういう点をきちんと精査していけばいいかというのがわからないと思いますので。何か御意見ありましたらお願いいたします。

○議長（石橋源一）

多くのお考えがあろうかと思えますけれども、市長、どうぞ、答弁願います。

○市長（菊地健次郎）

1点目の関係ですけれども、うちの方は委託方式にしたということでございまして、先ほど答弁したように、いつもやっている「お元気ですか訪問事業」とか「高齢者等の配食サービス」、あるいは「緊急通報システム」のさらなる充実というか、相澤議員おっしゃったように、一言でも二言でも声をかけるという作用は、本当に必要なことではないかなというふうに思います。ですから、通報システムがあるからいいなんていうものではなくて、どういうふうにお年寄りとかかわるかという視点から、何かチェックできるような要素があれば、担当者等にこの辺のことをぜひお願いしてみたいというふうに思っております。

それから、2点目のことは、今の参議院選ということもあって、なかなか地域主権もこれからどうなっていくのかなというふうなことでございますけれども、新聞等によると、一括交付金も下手するとひもつきみたいな、国の関与が大分深まってきたみたいな、きのうあたりの新聞だとそんなことで、フリーに使えるお金というか、それでは地域主権になっていけないのではないかなというふうな思いもございます。地方分権一括法というのは日本の国にとっては本当に素晴らしいことだったんだというふうに思います。その辺のことを踏まえて、民主党政権にかわったわけでございますけれども、ぜひ我々が望む地域主権に近づいていただくような仕組みを参議院選終わってからじっくり野党の方とも、今度消費税の問題も絡んでくると思いますけれども、野党も保守も政権政党も一緒になって日本の仕組みを考えていくということは、切磋琢磨して日本がよくなることでございますから、私はいいことではないかなというふうに思います。ぜひ日本のためにも、地方分権一括法の精神を担いながら、地域主権会議がこれから展開されるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

相澤議員。

○14番（相澤耀司議員）

私もしっかり勉強してまいります。ありがとうございました。

---

### 日程第3 請願・陳情

○議長（石橋源一）

日程第3、請願・陳情に入ります。

陳情第1号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書。陳情第2号 陳情書「相続税についてのお考え」。以上2件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

以上で陳情の報告といたします。

---

### 日程第4 議員派遣について

○議長（石橋源一）

日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第100条の規定により、お手元に配付のとおり、2市3町議長団連絡協議会定期総会に副議長を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたします。

なお、派遣内容の変更については、議長に一任願います。

---

○議長（石橋源一）

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

この際、朗読は省略をいたします。

これをもって、各組合等議会の報告を終わります。

---

○議長（石橋源一）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 22 年第 2 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 55 分 閉会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 22 年 6 月 22 日

議長 石橋 源一

署名議員 吉田 瑞生

同 相澤 耀司